

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する
調査特別委員会会議録（その４）

招集年月日時刻及び場所

平成17年8月10日（水） 午前10時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

元県土木部下水道課長	矢澤	久雄氏
元県土木部下水道課技術専門幹	田中	利喜夫氏
元県土木部下水道課副参事兼課長補佐	早川	守氏
県下水道公社理事長	田中	邦治氏

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

会議に付した事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項

開会時刻 午前10時

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問であります。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項について証人から証言を求めます。本日、出頭を求めました証人は、元県土木部下水道課長矢澤久男さん、元県土木部下水道課技術専門幹田中利喜夫さん、元県土木部下水道課副参事兼課長補佐早川守さん、県下水道公社理事長田中邦治さん、以上4名であります。

お諮りいたします。証人矢澤久男さん、田中利喜夫さん、早川守さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定をいたしました。

続いて、証人矢澤久男さん、田中邦治さんから証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、音声のみでお願いします旨の申し出がありますが、報道の皆様にも特段の御配慮をお願いし、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただきますようお願いいたします。

これより、各証人の入室を求めます。

[各証人入室・着席]

証人各位におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきましてまことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼申し上げますとともに、調査のために御協力いただきますようお願いする次第でございます。

証言を求める前に、各証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨のお申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思うものであります。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め全員の御起立をお願いいたします。

まず、矢澤久男証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[矢澤証人、宣誓書を朗読]

次に、田中利喜夫証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[田中利喜夫証人、宣誓書を朗読]

次に、早川守証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[早川証人、宣誓書を朗読]

次に、田中邦治証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[田中邦治証人、宣誓書を朗読]

ありがとうございました。どうぞ御着席ください。

お諮りします。本日、証人として矢澤久男さん、田中利喜夫さん、早川守さんの出頭を求めておりますが、3名の方を同席の上で証言を求めることとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、田中邦治証人におかれましては、こちらからお呼びするまでいったん御退室をいただき、控室においてお待ちいただきますようお願いを申し上げます。

[田中邦治証人 退室]

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままですが、お答えの際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。本日は、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する重要な問題について証人より証言を求めますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されるよう、特に私から要望しておきたいと思っております。

これより矢澤久男証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言願うことにいたします。

それでは私の方から、まず矢澤久男証人にお尋ねをいたします。あなたは矢澤久男さんですか。

矢澤証人 はい。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

矢澤証人 現在は財団法人長野県下水道公社に勤めております。役職名は推進幹でございます。

小林委員長 次に、田中利喜夫証人にお尋ねをいたします。あなたは田中利喜夫さんですか。

田中(利)証人 はい、そうです。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

田中(利)証人 千曲建設事務所所長でございます。

小林委員長 次に、早川守証人にお尋ねいたします。あなたは早川守さんですか。

早川証人 そうです。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

早川証人 ただいまの勤務は長野県職業能力開発協会、役職は総務・訓練振興課長であります。

小林委員長 次に発言の申し出がありますので、順次これを許します。

倉田委員 私の方から、与えられた時間以内で尋問をさせていただきたいと思っております。きよ

うは矢澤証人、田中証人、早川証人、大変御苦勞様でございます。この働き掛けの問題につきましては、総務委員会でもやってまいりましたけれども、百条委員会という権威ある立場でしっかりと検証してまいりたいと思っている次第でございます。特に平成13年から14年にかけて、私は質問をしていきたいと思っております。

最初に、県の下水道公社から出された記録によりますと、13年12月28日、下水道課より下水道公社に対して、知事後援会幹部からの3通の問題について示されたわけございまして。それ以降、1月8日、下水道課協議、そして最終的には1月30日に知事後援会幹部に3通の問題に対する回答を、室長と下水道課長が行っております。この経過について、田中利喜夫証人は当時下水道課におられたと思いますので、その経緯について、わかっていることがあったらぜひ御証言を賜りたいと思います。

またあわせて、その当時、13年中に、今私が名前を申し上げた知事後援会幹部は、例えば下水道課に何回ぐらいお越しになったのか、あわせて御証言をよろしくお願いいたします。田中(利)証人 13年度ですが、私は技術専門幹で在職しておりました。それで知事後援会幹部ですか、とのお話は課長とまいりまして、伺っております。ただこのとき、お名前は確認しておりません。知事後援会幹部という確認はしてございませんので、あとで情報として聞いたということでございますので、知事後援会幹部という確認はしてございませんでした。それでメモをいただきまして、それについて下水道課で協議をして御返事した記憶はございます。

それから知事後援会幹部は下水道課には、私は見えていないと思っております。以上でございます。

倉田委員 わかりました。それからもう1点、13年の件でございますけれども。これも記録によりますと、13年10月25日に田中技術専門幹と吉田係長、下水道公社の小野沢技術課長、豊田補佐、村田専門技術員で、「下水道公社の維持管理業務発注方法の検討」という記録がありますし、下水道公社の加藤部長と豊田補佐と、10月31日には下水道公社の管理委託という会議録が残っておりますけれども。これは、例えば発注業務の変更についてというのは、どこからそういう変更を検討しろと言われてやったのか、それとも下水道課独自の判断でやられたのか、この辺について証言をいただきたいと思っております。

田中(利)証人 下水道課独自の判断だというふうに、ちょっと記憶ははっきりしませんが考えております。

倉田委員 それでは続きまして、尋問に移ってまいりたいと思っております。最初に田中証人にお尋ねいたしますけれども、平成14年「下水道公社改革の方向」についてという記録が出ております。平成15年2月26日付で下水道課田中利喜夫証人、下水道公社村田総務部長。これに

については、田中利喜夫証人が文書作成をされたということによろしいですか。

田中（利）証人 そのとおりでございます。私の方で作成いたしました。

倉田委員 わかりました。今後、私の尋問は、大変いい記録で時系列的にまとまっておりますので、これに基づいて尋問をさせていただきたいというふうに思っております。

最初に、この平成14年12月25日に田中知事より「下水道公社改革の方向」についてという検討指示がなされたというふうに聞いております。これはこの協議経過によりますと、小市土木部長、牛越監理課長が田中知事に対応され、あるいは田中専務、小林理事、村田総務部長という公社の方が対応されたと。内容につきましては省きますけれども、それを今度は小市土木部長から矢澤証人、あるいは田中証人、早川証人はお受けになったと思いますけれども、この「下水道公社改革の方向」について、土木部長からどういう指示がされたのか、その内容についてぜひお聞かせをいただきたいと思います。これは矢澤証人、お願いいたします。

矢澤証人 初めて公社の改革の検討のことを言われまして、部長室に呼ばれまして、下水道課だけで公社の改革の方針は出せるものではないものですから、まず下水道公社の方でたたき台をつくっていただきまして、それを何回か、下水道課で打ち合わせし、さらに土木部長、監理課長等も協議しながら回答をつくるようにいたしました。

12月25日、この「下水道公社改革の方向」の内容、概要を申し上げるわけですか。部長からの指示ですか。当時の細かいことは記憶にございませんが、検討して方針をつくってくれということと言われました。

倉田委員 今のお話でございますけれども、それ以前に例えばそうした同じようなお話が知事や土木部長から、文書という形でなくても指示があったということはございますか、矢澤証人。

矢澤証人 この12月25日が初めてでございます。

倉田委員 今の矢澤証人の証言について、田中証人、早川証人、もしつけ加えることがあったらお話をいただきたいと思えます。

田中（利）証人 つけ加えることはございません。

早川証人 今のお話のとおりでございます。

倉田委員 私が勝手に申しておりましたけれども、証人のところへはこういう記録は事前に配付されておられませんか。そうですか、それでは私の方から、これから検討していくのに証人のところにこれがないければ非常に困りますので、これについて、証人にお配りいただきたいと思えます。いわゆる平成14年の「下水道公社改革の方向」についての協議事項をまとめてある書類です。

小林委員長 お諮りをいたします。平成14年「下水道公社改革の方向」についてという事務連絡文書がございます。今、倉田委員の発言で、この文書を証人のお手元に配付してほしいという申し出があったわけですが、委員各位、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

よろしゅうございますか。それでは配付願います。

倉田委員 それから、「下水道公社の改革の方向」についてという文書はお持ちになっていると思いますけれども。私はその前段で11月25日付の文書を手に入れておりまして、それを見ますと、知事から指示された文書と、その11月25日付の文書が非常に似通っているんですけども。この11月25日付の文書というのはごらんになったことはございませんか、矢澤証人。矢澤証人 ありません。

倉田委員 わかりました。それから次に、1月21日に「下水道公社改革の方向についての検討結果」を土木部長から知事に渡したと、この経過に書いてあります。それで、知事に土木部長がお渡ししたときに、そのあと土木部長は知事の感触をどのように矢澤証人にお伝えをしたか、もしそのときのことがおわかりだったら御証言を賜りたいと思います。

矢澤証人 そのときは、知事は説明を受けずにただ受け取るのみで、政策秘書室の大月さんに渡すように指示されました。

倉田委員 それから、その1月22日、23日と「近藤メモ」とここにも書いてありまして、下水道課の田中証人、早川補佐は、「近藤メモ」について、相当お話し合いをしたというふうに思いますけれども。この「近藤メモ」につきまして、どのような協議をされたのか。あるいは1月23日には近藤主査からの問に対して説明をしたと書いてありますけれども、この内容について、ぜひつまびらかにしていただきたいと思います。

田中(利)証人 すみません、ちょっと時間もたっておりまして、近藤さんに、要するに下水道課として、どういうことで対応できるかどうかということはお話したというような記憶はあるんですが。それがこの中にある下水道公社改革についてか、近藤さんにはちょっと説明したということだけしかちょっと今は記憶にないので申しわけございません。

倉田委員 早川証人はどうですか。

早川証人 大変申しわけございません。私もその「近藤メモ」なるものがいかなものがちょっと見てみないと記憶が定かではございませんので。以上であります。

倉田委員 この「近藤メモ」について、矢澤証人、何か御存知の経過があったらお話をいただきたいと思います。

矢澤証人 21日に公社と県で検討したものを知事のところへ渡したと、先ほど申しましたが。それを受けて、政策秘書室では近藤さんがこの業務について担当であったと思います。そう

いう中で、回答についての、その当時は、21日ですか、その当時はどうしてそういう打ち合わせが必要だったかちょっとわかりません。その後の経過の中で見ますと、21日ですか、その後、知事決裁というような文書で、その改革についての知事からの方針が出されたものですから、それをつくるために田中専門幹、早川補佐の方へいろいろと、21日の内容、知事に渡したものを確認しながら打ち合わせをされていたのではないかと思います。

倉田委員 わかりました。それでは次に、1月29日に「下水道公社改革について」、政策秘書室の近藤主査が知事の方針を別紙のとおり伝えたという文書がございます。この「下水道公社改革について」という記録でございますけれども、これにつきまして、ちょっと尋問をさせていただきますけれども、この「下水道公社改革について」という文書は、矢澤証人にお聞きしますけれども、だれから何と言われて受け取ったのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

矢澤証人 1月29日ですが、知事決裁を受けた文書だということで、政策秘書室の近藤さんが私ども下水道課へ見えまして、このときここにいる3人で同席しながら、その内容について説明を受けました。私は21日の知事への回答がすぐこのような具体的な指示が出るとはちょっと思ってもいなかったんですが、内容を見ますと大分厳しい、当初12月25日に指示された内容自体も職員を14年度でしたか、15年の3月までに10人、15年度末の3月までにさらに20人、16年度20人と。60人弱いた職員をほぼ引き上げるようなそういう問題だとか、それから広域管理と申しまして、下水道課、下水道公社、市町村で、いかに市町村の維持管理のコストを下げるかということで、広域維持管理構想というのを平成7年につくりました。10広域圏、それぞれ中核のところへ公社の事務所を張って、それで同じ一つの業者で巡回しながら維持管理をしていこうという中で、特に10広域圏のうちそういう広域管理をやっていたのは、上伊那、大北、北佐久、南佐久とあったわけなのですが。それについて、分割してでも県内業者にというような問題もあったものですから、これはとてもそういう難しい問題を含んでいたものですから、そう簡単にすぐこういう知事決裁を出されてやるのだというふうにはちょっと予測していなかったのですが。29日に具体的に、下水道公社の方では7名減員をするということで出したのですが、さらに1名ふやすようにと。そういうことですから8名の人員削減があるから、市町村から受託している費用も、公社の人件費が少なくなるのだから、受託しているその料金も可能だから15年度下げようにと。

入札方法について、談合排除及び県内企業受注の入札制度を構築する必要があると。そこで入札予定価格を公開した上で次のとおりにやれよと。一つは県の流域下水道が3流域の4処理場あるわけですが。これについて、県外業者を含めた受注希望型競争入札とし、県外業者が受注したときは、契約額の30%以上の下請契約を県内企業と契約することを条件にする

と。先ほど申し上げました5広域で市町村の処理場の維持管理をしていたのですが、この終末処理場の規模及び個数を分割して、県内業者に対する受注希望型競争入札とするように。それから公社がそのほか単独だけ、広域的にいくつも処理場をまとめるのではなくて、一つずつの市町村の処理場を受託してやっていたのが7カ所あったのですが。それらについては、県内業者に対する受注希望型競争入札をしろというような指示がございました。

さらに16年度は7単独、5広域について、性能発注と言いまして、現在、今までの入札方法というのは仕様発注でございまして、こういうふうにやりなさいよと具体的に細かく指示する入札方法で、それを最近言われてまいりましたのが包括責任管理委託の中での仕様の発注、そういうようなものを試行しろと。

それから15年度以降について、検討を早期に具体的に詳細に行うようにというような指示がございまして、これはあくまでも知事の決裁を受けた文書なのだから、その中で私は広域管理、特にコスト縮減のために広域管理、先ほどの広域管理構想に基づいて県の方でも市町村と一体になって推進してきた立場でございましたので、それを分割するという事はなかなか市町村の理解は得られないという話をしたのですが。その話をしたときに、これは知事決裁の文書であるのだから、よほどのことがない限りこれはやらしてもらわなければ困るというようなお話がございました。以上です。

倉田委員 田中証人、早川証人、今の矢澤証人の発言に対して、同じ質問をいたしますけれども、同じなら同じで結構ですから変わったところがありましたらお答えいただきたいと思えます。

田中(利)証人 早朝、近藤主査が見えまして、こういった記録をいただいて、それは、今、元課長が申したとおりでございます。

早川証人 お話のとおりでございます。

倉田委員 今のお話で、大変そういう点では、市町村を説得するのが大変だという思いもありになられたと思います。それ以降、1月30日から2月6日まで下水道公社の皆さんと一緒に市町村を説得に歩かれたというふうに思います。そういう点では、記録を見ましてもなかなか市町村から理解されないというような状況があったわけでございますけれども。その辺を特に感じになっていることをぜひ矢澤証人、それから田中証人、早川証人にお聞きしたい。

それからもう1点は、途中で何回も部長や政策秘書室の指示を仰ぎに行っているというふうを書いてあるのですけれども、こういう中では一体どういう、土木部長や政策秘書室では、例えばなかなか市町村が言うことを聞かないということについて、どういう指導をされたのか。その辺もあわせてお聞きしたいと思えます。

矢澤証人 最初に1月30日、31日に下水道公社の方で、知事から指示された入札方法等について、説明に伺いましたが、時期的にもそれぞれの市町村も予算を組んで議会が始まる前であったことと、先ほど申しあげました広域管理を分割するという、それから特に標準活性汚泥法と言いまして、流域下水道の処理場と似た処理方法で、規模は流域下水道より小さいのですが、小諸市、駒ヶ根市、伊那市、さらに大町市はちょっとまた標準活性汚泥法よりさらに技術的に難しい純酸素法というような処理方式をやっていたものですから、それらについて、経験のない業者に任せることはとても心配だと。下水道公社で、私も、技術的には支援していくからお願いということをお願いしたのですが、あくまでも下水道処理場の管理者は我々なのだと。何かあれば、公社でいくら責任を持ってくれるといっても、実質的には市町村の管理者のところへ来てしまうというような問題。それから下水道公社で発注しているのですが、実質的には市町村にかわって委託費をもらって受託して、再委託をしていたわけなのですが、そんな難しいようなことを言うなら下水道公社へ頼まないで自分たちでやるというような意見が大分下水道公社の話の中で出てまいりました。

それらの公社のときの内容についても、部長にも報告されましたし、その説明を受けて、これは私も何とかしなければいけないのではないかとということで、2月3日、4日にそれぞれの市町村の下水道課長、担当のところへ電話をして、何とか今の入札制度でいくと談合等、透明性からいくとどうしてもまずいんだから、そういう点から考えてくれないかということをお願いしたのですが、それもなかなか快い回答はなかったわけで。さらに広域管理をやっている、中核となっている市町村の、駒ヶ根市、伊那市、木曾福島町、大町市等の理事者のところへ田中専務と私で、知事からこういうことで改革をしなければいけないと言われてるので、何とか聞き入れてもらえないかというようなことも申しあげました。そういう中で、大分市町村の課長さんたちからは、下水道課長、広域管理構想に基づいて市や公社が一体となって推し進めてきたのに、それを逆行するような分割なんていうことはとんでもないじゃないかというような意見がありまして、大分苦慮した記憶がございます。

田中(利)証人 知事からの指示を受けまして、下水道課長と公社の理事さんの方で回るから、私が整理したのですけれども、非常に苦労というか、なかなか説得は難しいというのは、今の元課長のお話のとおりでございます。先ほど部長とか政策秘書室からどんな指示があったと。当面は知事の指示だからこのとおりにやりなさいとそういったことは覚えております。

早川証人 市町村等へのお願いと言いますか、知事の指示を何とかしてほしいということは、今のお話のとおりでございます。つけ加えれば、そういう難しさがある中で、私どもの方は、本当に知事がこの御下命のあった点につきまして、100%達成できなければこれはならないのか、あるいはその点が半分くらいでいいのかという、安易な気持ちかどうかわかりません

けれども、そんなことを実は打診をいたしました。政策秘書室の、お名前は大月良則企画員であります。大月さん、実際問題として知事のお話、非常に市町村が難色を示しているのだけれども、何割くらいなら納得していただけるのですかねというようなお話もしました。大月氏いわく100%だよと、こんな話を実は私、お話をするに当たっては、矢澤課長の許可を得まして大月さんにお話をさせていただきました。そういうことなのですが、それはちょっと100%というのはいくら何でも無理だと。私ども、どんなに背伸びをして頑張っても、この短期間にそれをすべての市町村に可能ならしめるには非常に難しいというお話を申し上げましたところ、そういうことであれば大変なことになるよというふうにも言われました。以上であります。

倉田委員 大変御苦勞をされたという経過が目映るようでございまして、大変だったなというふうに思います。そういう中で、2月7日だったと思いますけれども、「下水道公社の発注」という文書が記録文書で出ております。ちょっと読み上げてみますと、「政策秘書室からの報告によると、5広域について下水道課長は、「個人的には分割に反対」として、私の指示を了解したにもかかわらず関係者に、関係者に公言しているとのことである。また、まとめようとする努力も見えない。談合防止、県内企業への受注ということで、検討させ決めた事項である。部長は指示した事項を遵守させること。ところで私の指示に従えないのはいかなる理由か。そこで過去の入札実績を調べさせた。驚いたことに、ほとんど99%の落札。100%も相当ある。談合と思わざるを得ない。膿を出すには徹底して行うことであると思う。そこで、談合の温床との指摘のある経常JVについて指名から除外することを下水道公社の発注については、本年度から行うこととする。」という文書が出されているのですけれども、この2月7日と書いてありますけれども、時系列的に見ると、大変、矢澤証人や田中証人や早川証人が市町村を説得して苦勞をしていた経過の中で、この文書は出されたというふうに思いますけれども、これは、言ってみれば今お話のあった一連の経緯の中で、判こで2月7日と押しておりますけれども、出されたものでしょうか、矢澤証人、教えてください。

矢澤証人 出る前段で6日なのですが、政策秘書室の近藤さんから私のところへ電話がありまして、課長は知事の決めたことを否定するようなことを言って歩いてはしないかというような問い合わせがありました。それで私は、先ほどから説明している広域管理の、分割して発注するという方法について市町村は難しいと、先ほど説明したようなことで理解していただけなくて、さらに課長は広域管理を推進してきた立場ではないかということで市町村の課長からも大分詰め寄られたものですから、そうはいつでも入札制度も改革しなければいけない必要性を話しまして、広域管理も分割してやることは忍びがたいことだということで、私

はそういうことを言ったと言いましたら、それを受けて多分近藤さんの方で知事にそれを報告されたのかどうかちょっとそこまではわかりませんが。知事からの話だということで、私、ちょうど駒ヶ根、伊那を回って木曾福島町へ行く途中で、早川補佐から知事がこういうことを言っているということで、この4点の内容について携帯で受けたわけです。そういう中で、先ほどちょっとお話がありましたように、100%まとめてこなければとても了解はしてもらえないという厳しい話も聞いたわけですが。それで、そのあと木曾福島、大町市を回って県庁へ戻って、ちょっと定かではないのですが、土木部長からこれらについての発注方法について含めて、部長室で話があったような記憶、ちょっとここは定かではございません。そんなような経過で、この2月7日の文書を受け取りました。

倉田委員 そういふ点では、今のお話の中では、出張中に電話でお聞きしたということでございますので、早川証人は、これをいつだれから、今のお話だと知事だというふうに思いますが、いつだれから出されて、受け取ったのは早川証人ですか。

早川証人 私も記憶は定かではございませんけれども、下段の方から申し上げれば、受け取って、そして当時の矢澤課長に電話で逐一申し上げたわけでございます。その文言は、紙を見て、一字一句違わないようにお読みしますので聞いてくださいと言って電話をいたしました。その文言を受け取った紙切れでありますけれども、ちょっとそこがよくわからないのですが、当時はもちろん電話で課長にお話したくらいですから、課を取り仕切る方々は出払っていません。私と中野守雄流域下水道係長だったと思いますけれども、監理課に呼ばれて、監理課長、それから大月さんから受けたような気はいたしますが、それはあまり定かではございません。いずれにしても当時そのメモ書きと言いますか、A4の紙1枚を受けて、そして、くどくなりますけれども、課長に連絡をしたのは私でございます。

倉田委員 そういふ点では、一連の経過から見るとこの文書が出たというのは、先ほど矢澤証人がみずからおっしゃった背景の中で出されてきたというふうに思います。そういう点では、文書で田中知事の指示があったことに対して、矢澤証人はどういうふうに思われたか、率直なお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

矢澤証人 2月に入って以来、市町村へいろいろと何回か電話をしたり伺ったり、またそれ以前にこの改革という入札制度の見直し自体に無理があったものですから、そういう中で最大限私は努力してきたと思ったのですが、そういう中でこういう文書をいただいて、私としてはちょっとがっかりした、当時は。今でもがっかりしているところでございます。

倉田委員 それから、そういう状況が変化する中で、2月14日に小市土木部長と公社の田中専務が、知事へ市町村の回答状況を報告していますね。この文書を見ますと、県内業者では技術力が不安であると。市町村の予算であり市町村で決めたい他と。それに対して知事は検

討すると、こういうふうには知事は言っているけれども。

2月14日にそうしたら今度は下水道公社についてという記録が出てきています。これは、次の課題を平成15年8月までに解決することを前提とし、4流域、5広域の維持管理委託業務については、平成15年度は随意契約としたいと。細かいことは省きますけれども、なお公社の技術力への疑義・技術支援料の説明不足等、市町村からいただいた批判については、土木部長・下水道公社が関係者に謝罪することとしたいというような文書が記録として出ているのですけれども。これは土木部長、公社専務が行ったときに、知事から示された文書ということによいのか、矢澤証人にお聞きしたいと思います。

矢澤証人 この文書の出る前の過程も、ちょっと説明いたしますと。それぞれの市町村を回ったあと、部長、監理課長にも報告したのですが、そういう中で12日に大町市の関係なのですが、水道部長から検討した結果の電話がありまして、大町市の場合、とても県内業者には任せられないと。そういう中でもう公社には頼まず自分のところで実績のある全国の業者によって入札したいということで、我々とすればお客様に逃げられてしまったわけです。

そういうようなこともありまして、13日にこういう市町村の状況は厳しいということで、土木部長と監理課長へ報告をいたしまして、そして今後どういうふうにやっていったらいいか、打ち合わせをいたしました。その結果、翌日の14日の朝一番に、アポがとれなかったものですから、その中で朝一番に知事のところへ飛び込みで土木部長が田中専務理事と同席して状況を説明しようということが、前日の13日に決まりました。それを受けて14日の朝、土木部長と田中専務理事、そこへ小林理事も出かけて知事に説明いたしました。私はそのあと帰ってきた状況を聞いたのですが、知事はそれに対して、指示はなかったということでございます。そういう中で、ただ随意契約、入札者の方は随意契約で15年度はやったらというようなことを若干ほのめかすような話はあったと聞いています。

さらに知事は、知事後援会幹部を悪く言う人はいるが、いい人だと思っているので、土木部長へ知事後援会幹部と会って対応を決めるようにというようなことを言われたと、そのあと帰ってきた部長と専務等から話をお聞きしたところでございます。

倉田委員 私の時間が終わりました。証言者の皆さん、本当に証言をしっかりとっていただきありがとうございました。

服部委員 どうも矢澤証人、田中証人、早川証人、御苦勞様でございます。倉田委員の質問のあと、また引き続いて質問させていただきますけど。大変急激な下水道改革で困惑されて、一生懸命対応されたけれどもなかなか残念だったというようなお話がございまして。そこで2月14日で終わっているわけですが。具体的なことだけ先にちょっと聞いて、あと一番は働き掛けの問題を私どもは調査しておりますので、そこへまた戻らせてもらいますが。

ただ1点だけ、2月14日のお話がこれは15年でございますけれども。知事から結果的に、先ほど知事の不満の文書がありました、2月7日のですね。そのあと部長に知事の方からもっとしっかり対応しなければだめだというお話があって、そして部長からさっき矢澤課長はお聞きされまして、結局14日に、15年8月までに決めて、4流域、5広域は随意契約だと、15年度は随意契約だと。そういうことで、公社の方は技術支援をもっときちんとやったらどうかと、説明不足だと。そして、しっかり部長も下水道公社も謝罪しなければだめではないかという話があったと思うんですね。その辺について、どう認識されているか。

そしてさらに課長は各市町村に、広域の首長さん方にも謝罪を含めて、さっき公社としてもお客さんが逃げてしまっただけでは今後困るというようなお話がありましたけど。今後のこともお願いもしたりしていますよね。その辺のくだりについて、ちょっと先にお聞きしたいと思っております。

矢澤証人 私が17日に広域管理をやっている関連市町村の担当課長さんへ方針変更の内容とおわびの電話をいたしました。そのとき、1月末の説明会やら、市町村へ伺ってお願いしたときの市町村の意見を14日に土木部長を通じて知事に伝えたところ、先ほどの下水道公社についてという内容の概要をちょっとお話ししまして、随意契約というような形でいくようになったと。そういう中で、15年度も引き続いて公社を利用していただくようお願いをし、多大な御迷惑をかけたというおわびをいたしました。

それと私は、3流域を管理している県の建設事務所長にもそういう経過と内容の説明を電話で行いました。また、田中さん、早川さんの方も分担して、単独でやっているような市町村についても電話でおわびをしたわけでございます。知事の方から土木部長もおわびに行けよというようなことを言われまして、部長、公社専務等が、関係する小諸市等の首長さんへおわびに行ったようでございます。

田中(利)証人 2月14日の件は、それまで知事の方で私も一生懸命説明したわけですが、市町村がどうしても納得していただけないということで、部長を通して知事に若干御理解いただいたのではないかと。若干先延ばしというか、改革を先延ばしにしております、15年8月までですか。そういった意味で私は、すぐやれというのを先に延ばしていただいたというふうな理解でございます。

それから2つ目は、いろいろお願いに行っても混乱を来したので、土木部長と下水道公社が謝りに行ってこいとそういうふうな理解でございます。

早川証人 15年2月14日の件につきましては、当時、さかのぼれば14年12月25日に初めて出された下水道改革、そのことから私どもは本気になって市町村を説得に回った。費やしたひと月は何だったのかというふうな思いは、実はこの2月14日の文書を見て思いました。今、

田中さんが申しあげましたけれども、8月までというふうになったことは、御理解をいただいたのかなと、私も実は思いました。そうはいつでも非常に今まで混乱をさせた市町村に対しまして、非常に申しわけなかったというおわびに回ったのも、これも事実であります。

一方、この文書を見て、8月までということになりますれば、また再構築して、そして信頼を取り戻して、この下水道改革というものが違った面からまた市町村にお願いできるのかなというふうにも、このときは感じました。以上であります。

服部委員 どうもありがとうございます。ちょっと2月14日の件でもう1点だけお聞きしたいと思っておりますが。先ほど知事後援会幹部のお話が出ました。知事からの知事後援会幹部はこういう人だという、土木部長にお話があったということを知ったというお話がありました。15年随意契約ですというふうになったわけですね。公社の改革を前提として、とりあえずは随意契約だということでございますけれども。ただ千曲川下流域だけは別だと。それでとにかくそれは入札でやらなければならないと。そしてさらに、そのときに2社だけは県内業者を下請で入れるのが条件だということが記録の中に出ておりますが。これはどういうことであるかということと、それからそのあと随意契約の相手が変わっておりますよね。変わっているようであります。そこへ知事後援会幹部の関係する法人、つまり知事後援会幹部の会社でございますが、それもかかわっていると思うのですけれども。その辺の、その簡単なことで結構ですが、わかっている範囲だけでとりあえずお聞きしたいと思います。

矢澤証人 下流処理場は、当時、今お話があった法人で14年度契約をしてやっていたのですが、たまたまちょうど15年度契約する時期、2月、3月ですか、指名停止になっていたものからです。このところを随意契約にするわけにいかないの、ここだけ入札方式にしたわけなのですが。その条件として前の方でも、1月29日のところでも、入札する場合、受託額の30%以上の下請契約を県内業者にやるような条件の文書も出ていた経過もございますので、千曲川流域について、入札したところについて、下請の条件が入ったと。それ以外の随意契約のところも下請の条件を入れて契約をさせております。

服部委員 ありがとうございます。それではちょっとまたもとへ戻りますが。私どもは元後援会幹部がどのようにかかわって、働き掛けがどういうふうに関行に影響してきたかということが、やはり説明責任としてこの委員会が設けられているということでございまして。最初のころから、倉田委員もお聞きしたと思いますけれども。最初にありましたけれども、知事後援会幹部が下水道公社技術業務の値上げ要求をしているんですね。13年12月。そしてさらには、北佐久広域事業所の下水道公社とN社の問題、これもさっきもございましたが。しっかり文書で出している。それについて、県としても回答を出している。これらについて、いかに13年12月ごろから知事後援会幹部がかかわってきたのかなということが、この記録だ

けたと見えるんですね。ですからこの辺は、先ほどあまり記憶がないようなお話もちょっと聞いたのですが。この辺において、課長はもう前からの話ですけど田中証人については、このときもいらっしまったと思うのですが。その辺について、ですから先ほど知事後援会幹部が下水道課、あるいはまた県へどのくらいお見えになっているのか、調査しなければいけないところですが。その辺の関係として、こういう要求があったり、答えたりしている。こういうことについて、何かお話することができるものがありましたらお話ししていただきたい。田中(利)証人 先ほど申しましたように、こういったペーパーですか、4枚ペーパーだったと思いますがいただきまして、それで検討しろという御指示を課長と一緒に行って話をしております。それで、たださっき言ったように知事後援会幹部だということは、御本人はおっしゃらないということだったので、どなたかわからないということで動きました。あと回答等は、ちょっと知事後援会幹部に渡したか、ちょっと公社と当然話はいたしました。それで政策秘書室の方ですか、そちらの方に出したかと思っております。

服部委員 わかりました。もう一つ、これも御存知だったかどうかわかりませんが、今は記録要求をしております。今回の出てきた記録だけによりますと、14年11月28日ですが、松本合同庁舎で、この文書そのものは11月29日付で出ておりますが。この合庁で田中知事が、県側の出席者として、大月企画員とか、主に政策秘書室ですね、その担当の皆さんもお出になっていらっしまいますが。特にその中に知事後援会幹部の関係する法人、水処理メーカー、下水道維持管理業者もって入っております、「知事後援会幹部(田中知事の後援会地区事務所の責任者?私設秘書的役割・今回の会議の仕掛け人か?)」こう書いてあります。非常にどういうことなのか。それからさらにその下には、何人かのお名前も出ておりますけれども。志賀プラントサービス、今回17年度はきちんと受注もされているメーカーですね。このお名前も出ていらっしやる。こんなことで、こういう会議をやっていらっしやるんですね。

そしてこの会議録も若干出ていますが、この中で、これは招集ですから、県がきちんとお願いして来ていただいたと思うのですが。その中で議論の対象となる骨子をまとめる必要があるとこう書いてございますから、ぜひこのまとめたものを記録要求しているのですけれども。これらについては、これ11月28日の段階ですから、一連のこの働き掛けと思われるものが、私どもは非常に懸念をしているところの、この中身の文書だともう思っていて、非常に興味を持っている。

これらについて、矢澤証人は前のことですからあれですが、田中証人はそのときの一連の下水道課にいらっしまったことですので、これらについては何か御存知なところがありますか。これはあと検討委員会につながっている問題だとも思いますけれども。その辺について

は、検討委員会は関係ございますよね。その辺について、どうでしょうか。

田中（利）証人 このメモというか、時系列を私の方でまとめたのは、12月25日がスタートだということでまとめてございます。そういう意味で私の記憶では、下水道課は参画していなかった、ちょっと復命書を見ないとわからないですが、私の記憶では参画していなかったのではないかというふうに考えております。

服部委員 もちろん参加者のメンバーには田中さんはお入りになっていないんですよね。ですからそういう、政策秘書室等の、いろいろなお話もありましたが、そんな中で聞いているかなと思ったもので聞いたわけでこれは結構でございます。

それから、先ほどもうちょっとくだりがございましたが、何をおいてもこのような急激な改革について、知事から直接の指示があったり、土木部長が戸惑ったり、もちろん矢澤当時の課長さんも戸惑ったり、皆さんも大変だと。こういう疑問を市町村も、みんなそんな急激なことを言っても困ったとこういうことでございました。

いかにこのように知事の方からお話のあったのが、下水道改革という一つの文書でございます。これは、元後援会幹部がおつくりになった文書だという話も聞いているわけですよね。そんな中で、「下水道公社の問題点と改革の方向」というのが14年5月15日に文書が出ているという話がありました。私どももこれ参考になるもの、これが正式なものかどうかわかりませんので、ここで発表することはできませんが。そういうものがあるという話を聞いております。今これも記録要求をしております、正式なものはね。ここに、今回の公社で下水道改革をつくりましたよね。14年12月25日の下水道公社の改革の知事からの指示の文書ですね。これに基づいて皆さん改革をつくれた。公社が案をつくって、15年までと15年あととかね、つくりました。これと非常に整合しているわけですよ。ですからこの14年5月15日の「下水道公社の問題点と改革の方向」という文書が、非常にこれがもとになっているような感じがいたします。これも元後援会幹部がおつくりになったという話も若干出ているわけでございます。それは事実だかどうかわかりませんが。それからさらにもう一つ、これをもう一度聞きますが、こういう文書を見たことがあるかどうか、聞いたことがあるかどうかということですね。それをお聞きしたいと思います。

それからもう一つお聞きしますが、同じように「下水道公社改革案」、先ほどこれも倉田委員からも出ましたけれども、これも14年11月25日の文書だというふうに出ております。この内容は、ほとんどこの14年12月25日と同じなんですよ。これも元後援会幹部がおつくりになったというふう聞いております。それでしかも、何かそれらしき、本当にほとんど15年3月までに行うこととか、15年度以降行うこととかということがほとんど同じなんです。ですからこの2つの文書が私どもの方には公式な記録の文書として出ておりません。ですから

今これは要求しておりますから、はっきり申し上げるわけにはいきませんが、こういう文書を皆さん方が見て、そしてそれで14年12月25日は正式に知事よりという文書で出ていますよ。出ていますが、その前の文書でございますけれども、これらについて見たことがあるとか、記憶があるとか、それらも参考にさせてもらったとかということがございましたらお話いただければありがたいと思います。

田中(利)証人 すみません、記憶の関係になりますのでちょっとものを見せていただければ若干わかるかと思えますけど、今の流れの中ではちょっと記憶にはないということでございますが。

小林委員長 証人の御要請ですのでこたえてください。

[資料閲覧]

田中(利)証人 お答えします。5月15日は見たことがございません。それから後ろの方はあとのものと一緒ですのでちょっと定かではないんですが。内容的には同じだというのは感じているだけでございます。見たこと、その前の形かなというのは推測でものを言ってもまずいので、見たことがないかなと。

服部委員 どうもありがとうございました。また正式な記録の提出があってから検討させていただきたいと思えます。それではもう最後にさせていただきたいと思っておりますが、15年2月6日に一連の下水道改革について、きちんと公社でおつくりになり、知事も認めていただいたものを受注型希望型入札の説明会ということで、公社が主催ですかね、開いておりますよね。このときに県外が41社、県内50社も出ていただいたと、説明を受けたとこう記録がございます。それでそんな中で、一つはずっと3年セットで、継続でもう3年間は同じ業者というようなことでやっていたのに、今度は方針が変わったのかという質問が業者さんの間から出ておりますね。これはもちろん入札をやって、同じ業者でやれば、先ほど言うように経費も安くなるだろうという話の中からだと思えますが。これはどういうことなのかということと、それからここでもう一つ、非常に興味深いのは、17年度から一抜け方式で実際に入札しているんですね、4流域は。一抜け方式をやってしまったんですよ、今年は。既にもうこのときに、15年2月なんですが、一抜け方式はこれからやるのかどうかとか、広域管理の中で一抜け方式はどういうふうにやっていくのかとか、こういうことが質問が出ているとこういことですよ。ですから、この時点でこういう質問が出たということは、そういう説明もしているのではないかと思うんですが。どのような内容の説明をし、そういうふうにやったのかということをやっと記憶のある範囲で結構ですが、お聞かせいただきたいと思えます。

矢澤証人 業者の説明会につきましては、県の方では出席しておりません。下水道公社の方

で説明会を開催したものです。その資料、内容等について、ちょっと記憶にないもので、その一抜け方式がその当時からあったのかどうかあれなんです。従来は、この14年もしくは13年以前ですか、大体全国的に見ても5年に1度の入札で、あとの4年間は随意契約というようなことで進んできたのですが、ちょっと期間が長いではないかという中で、14年からですか、3年に1度の入札にするような切りかえをするということは、下水道公社とも相談しながら、それはいいことじゃないかということで話をした経過はございますが。その当時、一抜け方式等の話については記憶にございません。

田中(利)証人 私も特にこういった結果だけをいただいただけで、あと選定委員会がいずれにしても絡んでくることですから、今、課長が申したとおりでございます。

清水委員 主な尋問につきましては次の回でお願いをしたいと思います。1点だけ、矢澤証人に確認をさせていただきたいと思っております。先ほど倉田委員の尋問の中に、2月14日の話になりますが、小市部長が知事から知事後援会幹部とよく相談するようにと言われたということをお聞きになったと言われております。これは小市土木部長から直接矢澤証人がお聞きになったのか、まずお聞きします。

矢澤証人 14日の朝一番に飛び込んで、部長と田中専務、小林理事が同行して話をされたあと帰ってきて、3人も一緒に含めて部長室で私なり、ここにいる3人一緒だったかどうかちょっとあれなんですけれども、私は聞いたときには、12月25日からこの14日のその話が出るまでは、私は、これは文書の書き方等いろいろ見ていると知事後援会幹部が書いたのかというような感じも受けたのですが、ここではっきり今回の、12月25日のやつも知事後援会幹部が裏でやっているのかなと、部長に知事後援会幹部と相談して今後の方針を、対応を決めろと言われたものですから、そんな感じをしたところでございます。

清水委員 もう一度確認させてもらいますが、今、3名、朝一番で飛び込まれたというお話だったですね。もう一回その3名の方のお名前を教えてくださいませんか。

矢澤証人 小市土木部長と田中専務理事、小林理事の3人だと思います。

清水委員 それでは小市部長から矢澤証人は、知事室から帰ってこられてその話をお聞きになったとこういうことでよろしいでしょうか、順番からいくと。

矢澤証人 3人のうち部長から、知事後援会幹部に会って対応を決めるようにと指示されたということはお聞きしましたが、先ほどちょっとお話の中で、知事後援会幹部について悪く言う人はいるがよい人だということについては、小市さんなのか田中さんなのか、知事後援会幹部か、ちょっとそこらは私もちょっと記憶が定かでないですが、そういうことを言われたということで私も気になっていたものですから、そういうメモがありました。

清水委員 今後だんだんいろいろな明らかになってくるかと思いますが、それはそれ以上お

聞きませんが、では最後に。それは矢澤さんの机で、というのは、要は下水道課でお聞きになったのか、それともどちらかへ行ってお聞きになったのか、それだけお聞かせいただきたいと思います。

矢澤証人 これにつきましては、多分部長室だったのではないかなという、部長が私のところへ見えて話をしたのは、以前に1回はありましたが、このことではなかったと思いますので、部長室だったと思います。

清水委員 ありがとうございます。それではあとは次回で尋問させていただきますので、よろしくお願ひします。

毛利委員 それでは引き続きまして、私の方から尋問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。先ほど田中証人におかれましては、平成13年当時、知事後援会幹部よりのメモは受け取って見たと。ただその人が知事後援会幹部だということは知らなかったということと、あわせて下水道課には来ていないとおっしゃっておられました。それで矢澤証人と早川証人のお二人にお伺いをいたしますが、知事は記者会見の中で、元後援会の幹部は県庁内を頻繁に徘徊していたとおっしゃっておられます。お二人の御証人は、この頻繁な働き掛けというか、徘徊というものを事実として確認されているのかどうかという点でお伺いをいたします。

矢澤証人 私、14年に下水道課長をやっていたときには1度も下水道課の方へは見えておりません。

早川証人 私も知事後援会幹部なる人物とお行き会いしたこともございませんし、今お話の県庁内を徘徊しているというもお見受けしたこともございません。

毛利委員 どうもありがとうございました。次にお伺いをいたしますが、記録ということで私どもの方にいただいたものの中に、平成11年の2月9日の信濃毎日新聞で、「県下水道公社の技術援助は必要？ 評価分かれる市町村側」ということで、焦点というスペースがありまして、その中で、「県内市町村や組合が県下水道公社に委託している技術援助が必要かどうか、市町村側の評価が分かっている。技術援助分としてそれぞれ年間100万円を超す委託料を公社に払っているが、公社の担当者が終末処理場を訪れるのは月2回程度」と中にありまして、リードの中の記事では「県公社が市町村を指導する長野方式の妥当性が問い直されている」というふうな記事があります。

それで、今この百条委員会が設置された理由の中で、知事後援会の幹部による下水道事業の維持管理問題で働き掛けがあったのではないかという話でありましたが。そういうものは、当然知事後援会幹部ということですから、当然今の知事の当選以降ということですよ。だから平成12年以降ということになります。今、私が読み上げさせていただいた記事は平成

11年当時のものですが、こういう問題意識というのがあったのかなかったのかということなんですが。この記事自身は事実かどうかということなんですが。矢澤証人にお尋ねをしたいと思います、いかがでしょうか。

矢澤証人 下水道公社ができたのが平成3年ころですか、という中で、今11年の記事なんですが。長野県の下水道公社は他の県の下水道公社とちょっと違っておまして、他県の下水道公社はどちらかというと流域下水道の維持管理をやっているだけで。長野県の場合は、下水道が大分遅れていたものですから、そういう中で市はあれなんです、町や村はどちらかというとなかなか下水道整備するのに技術者を養成するというのは難しかったものですから、そういう中で処理場自体は下水道事業団が受託して建設までやっていたんですが、長野県の場合は、管渠についての建設を市町村から受託して、設計・施工監理をやっていることと、それからまた維持管理についても、なかなか下水道法でいうとそれもやはり技術者を配置しなければいけないわけなんです。そういう中で、特に下水道の処理場というのは、汚水をきれいにする水のプラントなんです。そういう中で機械だとか電気だとか化学等の技術力も必要なわけです。そういう業務をそれぞれの町や村で監督するというのはなかなか難しいだろうと。そういう人件費もかかるだろうという中で、長野県では市町村の管渠と処理場の維持管理までやると。下水道公社自体で処理場自体を運転してということではなくて、民間の企業へ再委託するわけです。それがやはり仕様書で定められたような基準で保守点検したり、排出する水質等もやはりチェックしていかなければいけないわけです。そういう中で下水道公社の職員が平成3年から、最初の当時はなかなか若い人を採用したばかりですから、県の職員を派遣して、流域下水道で培ってきた技術力等も入れながら構築したわけなんです。若干最初のころそういう技術力という問題は言われることもあったかもしれませんが、そういう技術力等からいって下水道公社の必要性は、私はあるのではないかと考えています。

毛利委員 それで、今の記事、今、矢澤証人は下水道公社の必要性について御証言なされまして、そのことは経過の中で私は理解をいたしますが。ただそういう記事の中でも、受ける側の市町村の担当者の言い分として、「技術援助が必要かどうか疑問はあるが、文句を言うと県に補助金を減らされるおそれもあるので、公社に発注していると漏らした」という記事があります。これは下水道の維持管理のみならず、全体的なことを言っていると思うんですが。そのような市町村に対するプレッシャーを感じるようなことが事実として、下水道公社が必要な支援をしてきたということは今の御証言で理解はいたしますが、あるのかどうかと。こういう指摘は一般のマスコミからもされておりますので、それについての事実確認をさせてもらいたいと思いますが、矢澤証人いかがですか。

矢澤証人 市町村がそういう圧力を感じたかどうか、ちょっとあれなんです。私も平成8年、9年のときに下水道課の技術専門幹をやっておりまして、その当時、国も下水道整備は大分重点的にやっておりまして。景気浮揚等もあったりして、予算的には頼んで市町村へお願いしてというような時期で、下水道課で公社を使っていないからといって査定するようなそんな、当時の下水道を重点的に整備するという国の方針の中ではなかったはず。その記事自体が申しわけないですが、ちょっと信じていいのかなというのは、ちょっと疑問に感じているところです。

毛利委員 先ほど来の御証言の中で、平成14年12月25日に知事から下水道公社の改革の方向性についてということで文書が出されて、それに基づいて平成15年度でどのようにできるか、可能かということで、特にそのうちの広域の維持管理についての御努力をされて、実際はタイムスケジュール的にも十分間に合うような状態ではなかったということの中で、非常に大変であったし、またなかなか努力してみたがあちらこちらに頭も下げねばならなかったというお話があったわけですが。これは、確かに伺いしております、急激な改革自身には私もいかなものかというふうな思いもいたしますが、ただ、そのやり方の問題と、全体的には県の下水道改革ということで掲げたいいくつかのポイントがあるわけですが、それとの絡みでいうと、果たして方向性としてどうなのかという点ではどうなのでしょう。矢澤証人にお伺いいたします。

矢澤証人 私のいた14年というのは、下水道改革というようなことで、特別、入札制度等を含めたものは、やっていなかった話です。ただ、13年以来、そういう入札、5年間の随意契約だとか、5年間のうちの4年随意契約だとか、これが長すぎるじゃないかとか。それから大手だけで維持管理をしていたのでは県内業者が育成できないということで、特に従来し尿処理をやっていた業者は仕事が、下水道が整備されていってしまうとなくなってしまうわけで。そういう中で、そういう県内のそういうし尿処理を含めたそういう業者を育成していかなければならないという中で、JV方式で、知事は14年当時、建設工事を含めてJVを組むこと自体が談合の温床になりやすいからだめだという指定はあったのですが、しかしながらこういう県内業者を育成するには、私は特定JVがいなければ經常JVなり、そういうJV方式で経験を積んでいただくことは必要だと思って、13年当時からそういう方針でやっていたものですからあれなんです。この14年12月に突如JVはだめだとまた指定があったもんですから、ちょっと私自身は矛盾を感じているところがございます。

毛利委員 わかりました。いずれにしても地元業者の育成というふうなことでの必要性というものはお感じになっておられるというふうな御証言と受けとめさせていただきます。

それで、ちょっとこの問題で、ずっと長い間、例えば当初からやられたのは、諏訪湖流域

が最も早くて昭和54年度からということではありますが。その後、平成2年に千曲川下流、それから平成8年に上流、平成9年に犀川安曇野ということで、実際に供用が開始されたので維持管理の必要が出てきたということではありますが。全体的な経年を見ますと、県外の大手がほとんどだったわけですけれども。それで、今、御証言いただいたような地元の業者との絡みで言いますと、地元の業者が維持管理に加わっていく場合に、分割発注もしくは下請ということで、この平成14年12月25日以降の部分の参入の仕方の中では、30%下請を参入させなさいというようなこともあるわけですが。これはそういうような形でしか県内業者というのは無理ということでしょうか。すみません、矢澤証人をお願いいたします。

矢澤証人 下請というのはやはり、知事の方のJVはだめだという、そういう前提で言われているものですから。そういう中で、建設工事の、大規模な建設工事においても当時、平成14年当時、県外大手が受注したところへも下請の条件を入れて県内業者にやらせるようなことをされていたものですから、下水道の方もやむを得ないかとは思いましたけれども。やはり私とすればJVの方が、出資額がはっきりして対等の立場でできるものですから、その方がいいと思います。下請になりますとやはりたたかれたりということもあるかと思うし、それから下請でただ参入していると、どちらかと言いますと処理場、技術力、技術屋さんもいるんですが、技能労働的な部分もあるわけなんです。ただ下請で入るとそういう技能労働的な部分のみというふうなこともなったりする面もあるかと思うものですから、派遣する方の県内業者にそれなりきの技術力を持った人がいないとなかなか、JVでやっても育たないかもしれませんが、そこらはそれなりきの技術を勉強してきた人たちを採用して、そういうところで経験していただければ育つとは思いますが、下請については若干私は抵抗を感じております。

毛利委員 どうもありがとうございました。私の方からの尋問は以上とさせていただきます。

竹内委員 もう12時ということになりますので、ちょっと委員長に進め方に関してお願いをさせていただいた上で尋問をさせていただきたいと思います。いくつかこれからも尋問をするわけですが、時系列的にやはりこの問題というのは、今まで倉田議員もやられたり、それぞれやってきた中で、大変わかりやすくなっていくのかなと思っております。お話を聞いていますと、矢澤証人のところが私からもちょっと見えるんですけれども、何か時系列的にもし矢澤証人の方で何かきょうのためにまとめたメモ的なものがあって、それがもしお出しただいても差し支えないものであれば、ぜひ御提供いただければ大変私はありがたいと思うんですけれども。ちょっとお諮りさせていただきたいと思います。

小林委員長 わかりました。お諮りをいたしますが、矢澤証人、何かお持ちになっているのでしょうか。

矢澤証人 私もこの12月25日の指示された内容が当時としてちょっと疑問に感じたものですから、私自身のメモで経過について、先ほどの資料の中には田中さんの経過が出ていますが、私自身でつくったものがある、それを見ながら質問にお答えしてきたんですが、出した方がいいということになれば。

小林委員長 それではお諮りをいたします。証人矢澤久男さんから、証言内容を明確にするため関係資料を提供してもいいという御返事をいただいたわけですが、賛成と思われる方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、配付するということで手配をさせていただきます。

それでは昼食のため、午後1時まで休憩をさせていただきます。

休憩時刻 午前11時58分

再開時刻 午後1時2分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

○竹内委員 私どもに、記録として提出されております田中利喜夫氏がつくりました事務連絡と日付も先ほど照合しましたら、ほとんど一致しているということで、大変ありがたく思っております。それでいただいた資料もざっと、今、目を通しましたが、それも含めて若干お尋ねをしたいと思います。

矢澤証人に伺いますけれども、先ほどのお話の中で、2月14日、お手元のちょっと文書に基づいてやりたいと思いますけれども、きょう配付されております下水道公社改革の方向についての資料の、うしろの方にあります「下水道公社について」、2月14日付の文書、これが土木部長とのあれでもって知事の最終的なものだということで示された。その後ろに、これちょっと日付がはっきりこのコピーではわからないんですけども、2003年2月17日付「H15 下水道公社発注について」ということで、最終的にこの15年度のいわゆる施設のあり方にかかわる、入札にかかわる問題も含めて文書が出されております。この経緯について、先ほどのお話の中で、土木部長から聞いた話は、知事後援会幹部と知事がよく相談してやれという話があったということなんですけれども、この間の時系列と言いますか、土木部長とのやりとりも含めてどんな経過であったのか、この辺ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○矢澤証人 2月14日は、朝一番に土木部長と田中専務、小林理事が知事のところへ入りまして、そのあと竹内委員の方からお話のありましたように、説明は土木部長から受けたんです

が。その日のうちに土木部長と知事後援会幹部が会いまして、「下水道公社について」という文書が私どもの方に説明がありました。ですからその14日、午後いつごろあったかはちょっと確定しないですが、その14日の中で、午後この「下水道公社について」という文書が土木部長と知事後援会幹部と打ち合わせした中で、その後同じ日に私どもの方にまとめたものが来て説明がありました。

○竹内委員 もう一度確認しますけれども。そうしますと2月14日付の「下水道公社について」という文書が、これは中に3つの問題点、技術支援料のあり方とか、市町村の技術力養成、性能発注、県内企業育成を前提とした適正な入札方法と書いてある文書ですけれども。これも要するに知事後援会幹部がかかわって出された文書であるというふうに解釈してよろしいのかどうか、その点いかがでしょうか。

○矢澤証人 直接かかわって話をされたというのは、この2月14日のこの「下水道公社について」は、知事から部長が知事後援会幹部と会って方針を決めるようにと言われてきたという説明を受けていますから、その日にこれが出てきたものですから、私は部長と知事後援会幹部が打ち合わせされたのではないかというような、私、出ていないものでわかりませんが、多分そうじゃないかという推測です。

○竹内委員 それともう一つ、2月17日に出されております「H15 下水道公社発注について」、これは4流域、5広域、6単独すべてにおいて、公社改革の方向性を示すことを前提に、平成15年は随意契約とするとはっきり言われています。それから、4流域については、県内業者2社（1社10%以上）の下請を入札条件とするというふうに書かれております。

これは、この文書については、さらに知事後援会幹部も絡んで確認された上で出された文書なのか。というのは、先ほど矢澤氏のメモを見ますと、そのところで、先ほどの14日の件も含めて、要するに確認を知事後援会幹部にするようにというようなくだりが、若干経過の中で見られているものですから、その辺ちょっと因果関係だけ確認しておきたいと思います。

○矢澤証人 14日の資料について疑問に思っておりました。千曲川下流、先ほど午前中にもお話ししましたが、指名停止の業者だったものですから、これはもう入札をやらなければいけないということでありまして。そのほかに、3年に1度の入札というのに、市町村の、公共下水道の方で佐久南部の、やっぱり広域的にやっているものが該当したものですから、この2つについて、もう一度念のため入札をするのかどうか確認をしてほしいということで土木部長に相談をしたところ、部長の方から政策秘書室の近藤さんに、知事後援会幹部に確認していただきたいということで確認して出てきた文書が、「H15 下水道公社発注について」という文書になります。

○竹内委員 わかりました。それで、今のお話をお聞きしていると、間接的に土木部長を介

して下水道課の方にはそれぞれ話があったと、課長さんの方にあったと。あるいは、きょうおいでの皆さん、それぞれの方がその都度一緒であったり、また別々であったり対応されたということです。

これは、例えばおそらく経営戦略局の方がどこか窓口になっておられたと思うんですけども。このときに主にこうした知事後援会幹部とのいわゆる連絡とか、そういうことをやられていたということで、もし存じ上げておれば、その方がどなたでもいいんですが、わかっている方がいましたら教えていただきたい。あるいは、その話を実際に聞いたことがあるとか、そういうことを含めてちょっとお話を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。それぞれ御3名にお願いします。

○矢澤証人 部長からの指示等の中で出てきていたのは、近藤さんの名前がちょくちょく出てきていたものですから、窓口は政策秘書室の近藤さんがやられていたのではないかと考えられます。

○田中(利)証人 同じように政策秘書室の近藤さんが窓口というふうに理解しております。

○早川証人 今のお話のとおりでございます。加えまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、大月良則企画員も近藤さんの上司でありますから、一緒になっていたと思います。以上であります。

○竹内委員 わかりました。それで、このときに初めて知事後援会幹部の名前が背後にあるのだということがわかったという話がありましたが。普通考えますと、別に県内業者を優遇するとか、そういうことは別に悪いことでは私はないと思いますし、議会の方もそういう意向で対処してきたというふうに思っております。ただ、先ほどのお話のように、急激な中で、なかなか技術力の問題とか、あるいは分割した場合の市町村の事務に対する反発とかそういう背景があって、なかなか知事の言うようにはいかなかったという現況があるかと思えます。

しかし、知事の後援会の幹部であり、また一つの業者、かかわる業者であるという方がわかったときに、一体どんな思いがされていたのか。利害関係者という判断をその当時ふと思ったのか、その後のことも含めてですけれども、どんな考えを持たれたのか、その点について、矢澤証人にお伺いをしたいと思います。

○矢澤証人 知事後援会幹部がということになると、下水道の維持管理、当時と言いますか、私、平成8、9年ですか、そのとき技術専門幹でいたときに、一度だけ営業で見えて、代表取締役の名刺はいただいた、名刺を調べてみたらそういう名刺がありましたけれども、顔等は全然記憶にございませんが。その後、後援会の幹部になられて社長は退いたというような話も聞いていたような気もするんですが。そういう中でやはり実質的には利害関係者である

と思います。そういう中で、当時パソコン問題で民間の業者、名刺営業等一切お断りだというふうな中からすると、好ましいことではないなということでしたが。この改革について、いろいろ指示等もあります。知事からのそういう命令でございますので、指示に従ってやってきたような状況でございます。

○竹内委員 同じく今の利害関係ということについて、関係者ということについて、田中証人また早川証人のお考えもお聞かせください。

○田中（利）証人 私ども、利害関係者でございますので決していいことではないと思いましたが、ラインで仕事、上司から仕事がありますので、それは知事なり聞くのが当然ということも理解しております、また部長、課長からの指示もありますので、そういう理解で仕事を行っております。

○早川証人 知事後援会幹部というお名前が、先ほどの2月14日に、私も矢澤さんが、部長、知事との話のときに知事後援会幹部と会って話をするようにというふうなお話を、課長から実は聞いたわけでございます。そのときに初めて、うわさの方がようやく登場してきたのかなというふうに、実は率直なところ感じたわけであります。もちろんお顔も知りません。しかしそれはともかくといたしましても、今、お二方が申し上げましたように、私ども知事の命によって仕事をしております。したがって、それを受けて課長、私に指示が来れば、それは精いっぱい100%やることが自分に与えられた使命だというふうに感じております。以上であります。

○竹内委員 ありがとうございます。それで、随意契約とかそういう絡み、一定の流れは、言ったこととだんだん変わってきて、最終的には知事後援会幹部が見て、文書によって決まってくるということになっているわけですが、結果的に皆さん4月1日で異動されて、そのあと、その途中の経過もそうですけれども、その知事後援会幹部が役員をしている会社がジョイントを組んで15年度下請として入っているわけですね。千曲川下流については約1,940万円ですね。それから上流については1,764万円、これは今回提出された記録の中にも出ているわけですが、こういうふうにならざるを得ないというこのことは間違いではないでしょうか。その以前のことも含めて、要するに知事後援会幹部の関係する法人は、以前は入っていたのか、入っていなかったのか、新しくここで初めて入ったのか、そんな経緯も含めておわかりになるのは、矢澤証人でよろしいですか。

○矢澤証人 下請をするようにという指示はこういうことで受けたんですが、実質的に契約して、契約は4月1日で契約された、4月1日か3月の末日に契約をされたと思うんですが。その中で、契約するのは下水道公社の本社で契約されまして、それで下請の届けは、下水道公社の方へ出されてくるわけですから、15年4月1日以降に出されてきていると思うわけな

んですが。そういう中で、私は4月1日付で、当時は更埴建設事務所の方へ出てしまっていたものですから、どこの会社がどんなようなあれで下請に入っていたかどうかが、そこらも実質的には下水道課も、公社からそういう資料を取り寄せてどういう下請になったか確認しなければわからないような状況ですから。たまたまそうすると出たあとということで、ちょっとその内容については私の方ではわかりません。

○竹内委員 同じことで、もし知っていたら、田中証人、早川証人をお願いします。

○田中(利)証人 15年以降のことについては承知しておりません。それと、先ほど知事後援会幹部の関係する法人さんが従前の管理に入っていたかというお話ございましたが、名簿、選定の中には、選定というか、一応指名選定の方には入っていたのは承知しております。

○早川証人 大変恐縮でございますが、記憶にございませんので。

○竹内委員 わかりました。それで、先ほど倉田委員の方から2月7日付の「下水道公社の発注」というので、知事からのいろいろと、99%落札、100%も相当ある、談合と思わざるを得ないということで、膿を出すには徹底して行うことであろうというようなことも含めて、要するに、これは矢澤、当時下水道課長のことだと思っんですけれども、というふうに書いてあるんですけれども。「個人的には分割に反対」として、私の指示を了解したにもかかわらず、関係者に公言しているとのことである。また、まとめようとする努力も見えない。」というようなことで、強いものが出てくるわけですね。最終的に、この4月1日できょうお見えの証人の皆さん、3人とも異動になっているわけですね。この異動になっている経緯について、自分たちではどんなふうを受けとめておられるか。この点について、それぞれお聞かせいただきたいと思います。

○矢澤証人 この2月7日の文書をいただいたような経過の中で、まとめられなかったということで、それなりの評価になってしまっていたのではなかろうかというような気もいたします。当時、4月1日付で更埴建設事務所の方へ出されたということからすると、その当時、4月1日付の異動に当たっては、ポストチャレンジという知事の方針でいろいろやっていたものですから、そういう中で後任の方がポストにチャレンジして、それなりの評価を得て押し出されていったのか、この今の2月7日のことであれなのか、ちょっと私も1年で出ましたから、残念な思いはしているところでございます。

○田中(利)証人 いろいろ経緯についてはわかりませんが、私、3年おりましたので、ぼちぼち異動する時期ではないかということは思っておりました。ただ、半分はちょっと2月7日の件もあったかなと、そんなふうに感じております。

○早川証人 私の場合には下水道課へ14年12月に赴任をしました。そして、あくる年の15年4月に異動になったわけです。都合4カ月で下水道課を去ったわけでございますけれども。そ

の間、知事の命に十分こたえられなかったと、十分とこたえるか、はっきり申し上げて全くこたえられなかった、その実態を踏まえれば、不適材のポストに配置したというふうに思われても仕方がなかったかなというふうに思われます。以上です。

○竹内委員 ありがとうございます。答えにくいことだと思いましたが、すみませんでした。

それで、これ最後、若干概要的な話になろうかと思いますが、その初めに出された知事の「下水道公社改革の方向」が、12月25日の発端で始まったというのがきょうの話でございます。その中で、この文書のところに、その裏に「下水道公社改革の背景」というのがついていまして、不正行為を行った企業の排除ということで、政治家や官僚に対する買収や悪質な違法行為を行った企業、役員や会社、またその企業の子会社や関連会社は徹底して排除すると。そのために、指名停止期間の延長の検討など実効性のあるペナルティーを科すべきだということで書かれております。これは、実際にこういうことがあったのかどうか。そういうことを想定したものと受けとめてよろしいのかどうか、その当時の状況、これ何か説明があったのかどうか。ちょっとそこだけ確認をしておきたいと思えます。

○矢澤証人 この不正行為を行った企業の排除について、特段、それよりも前段の方の問題が大きくて、これについてはあまりどのように言われたのか、ちょっと記憶がございません。

○竹内委員 それで、そのあとの公社で検討しました長野県下水道公社で出した検討結果の中では、おそらくこの文書が公社側の、言ってみれば一問一答の回答形式みたいな格好になっているので、おそらくこれはこれじゃだめだということで、先ほどの「近藤メモ」とのやりとりがあって、次に出てくる文書が出てくると思うんですけども。

ただその中にあるので、ちょっと資料で出ている「維持管理業務の入札方法の主な改正点」というのがあります。よろしいでしょうか。ここに、改正前、改正後というのがございまして、特に配置技術者要件、必要人数、それからその下に流域下水道は次の職種を選任できることということで、総括責任者、副総括責任者、2年、1年というような経験を書いております。その下に特記事項がありまして、県外本店企業が受注したときは、契約額の30%以上の下請契約を県内本店企業と行うことが入札条件ということで、その横に、改正後の変化ということで、県内本店企業の受注実績、技術者の育成等が図られ、次年度以降、県内本店企業の流域への参加可能性が拡大するというふうになっています。

これかなり、地元企業を入れていくということで、とられている措置で、公社側が検討した中身だと思うんですけども。それで結果的に随意契約という形がこの中でとられていくということになって、これは技術者の育成が図られて、将来流域への参加可能性が拡大するという流れになって、そのとおりになっていると思うんですけども。こういう流れについ

では、だから具体的にこの間の、特に配置技術者の要件とか、その技術者の問題がさっきから論議になっていますけれども、何か当時として、特別にこういうところをしっかりと変えなければだめだとか、そういうような具体的な話はされたんでしょうか、その点だけ最後に確認しておきたいと思います。

○矢澤証人 私、平成8、9年が下水道課の技術専門幹で、平成10、11年が下水道公社へ出向いたしまして、犀川安曇野流域下水道の中信管理事務所の所長を2年間やった経験がございます。そういう中で、犀川安曇野は県外業者で、それから地元のし尿処理をやっていた関係の地元の業者、4社で事業協同組合をつくっております、その事業協同組合とJVを組んでやっていたわけなんです。地元の企業4社、各社1人ずつ出ておりました。そういう中で、4人のうち3人はどちらかという技能労働者的な仕事をしておりました。そういう中で標準活性汚泥法というのは、入ってくる水をどんどん処理して押し出して出していってしまうわけなんです。規模の小さいオキシデーションディッチ法が、略してOD法と言っているんですが、それはエンドレスでぐるぐる回っているものですから、比較的処理がしやすいわけなんです。

そういう中で、やはり特に千曲川下流は焼却炉があったり、それからまた消化するところもあるわけなんです。それから、それぞれのところ、脱水機もあるわけなんです。そういう中でそういう返流水の対応というのはなかなか難しいし、また流入してくる水質も流域下水道等は、工場等の水も入ってくるわけなんです。そういう中でいったん水質が悪くなってしまうと、1カ月、2カ月といろいろ調整に時間がかかってしまうものですから、そういう中である程度技術力が必要とされているものですから。この配置技術者の要件の総括責任者、副総括責任者の経験年数等につきましては、私、当時そういう経験の中から、この条件だけは必要ではないかということで入れてもらった条件なんです。

会社自体の実績というとなると、それをいろいろ言ってしまうと、なかなか県内の業者が入れなくなってしまうのでそこはあれなんです。その配置技術者というところで一つの縛りということでやってきておりました。その後もこの条件だけは守れているように思います。最近ちょっと下請でも1年やればいいというような業者の条件にもなっておりますけれども、しかしながら、この配置技術者のところで縛りがあるものですから、業者で実績がなくてもそういう経験した人をよそから連れてくれば仕事はできるようになるわけです。その経験した人がいれば、ある程度のことはできるとしております。

○竹内委員 これで終わりますけれども、要するに、県内本店企業の受注実績、技術者の育成が図られ、次年度以降につながっていくということですから、要するに下請で行うことが入札条件になっているということは、下請が最終的に今回の場合決まったわけですが、

ただ、それ1年でその技術が十分賄えるかとか、実績になるかということは論外としても、一つの、下請が何%か入ることによって、先ほど労務職という話もありましたけれども、その辺のとらえ方は難しいと思うんですけれども。ただそういう道にこう、要するに結果的に行ったということだけは事実ですよ。その辺のところだけお願いします。

○矢澤証人 17年度の入札がそういうふうに行われているところを見れば、これがそういう方向で位置づけられてしまっているのかというふうには感じられます。

○鈴木委員 お三方の御証人の皆さん、きょう御苦労様です。極めて初歩的、基本的なことだけお聞きします。プライバシーにかかわることではないと思いますので、きちんと明確にお答えいただきたいんですが。

それぞれ大変御苦労いただいたお三人の方々は、県の職員として、いわゆる技術系職員、事務系職員という範疇があると思うんですが。そのどちらで今まで職務を全うされてきた方かということと、下水道課もしくは下水道公社に通算して何年、職務に携わっておられたのか、それぞれ矢澤さん、田中さん、早川さんにお答え願いたいと思います。

○矢澤証人 下水道にかかわりましたのは平成8年からございまして、通算7年、下水道課へ3年、それから千曲川流域下水道、時系列的には申し上げますが、平成8、9年が下水道課の技術専門幹、10、11年が下水道公社の中信管理事務所長、そして12、13年が千曲川流域下水道建設事務所長、そして14年が下水道課長。そして今年の4月からまた、県を退職いたしまして下水道公社にお世話になっております。

○田中(利)証人 技術系の職員でございます。私も下水道が長くて、入って2年目から5年間、下水道課におりました。それからその後4年、諏訪湖流域にまいりました。それからちょっと別のところへ出まして、その後千曲川流域に2年、それからまた出まして、下水道課に4年半ですか、それからまた別のところへ出て、下水道課3年、大体18年ぐらいですね、下水道をやってきております。

○早川証人 私、事務系の職員であります。下水道課は4カ月でございます。以上です。

○鈴木委員 早川さんを除いて、矢澤さんも田中さんも大変長い間、本県の下水道業務に携わってこられたと。ですから、平成14年ごろの下水道公社の改革、あるいは入札問題を含めた一連の改革の中で、当時とすれば余人をもってかえがたい、私は人材の方々であったのかなというふうに今初めて理解しました。

ところで、先ほどから気になっていたのですが、近藤さんという方の固有名詞が何回も出てまいりました。今ようやくわかったのは、近藤さんという方は、政策秘書室の職員でよろしいですか。

○矢澤証人 そのとおりでございます。

○鈴木委員 それで、先ほど知事及び上司からの命に、指示によりという証言をいただいたことは記憶しているんですが、通常県の行政というのは、いわゆる上司から一つの課題の検討、もしくは職務の遂行上指示があると思うんですね。なぜ政策秘書室の方から、このようなきちんとした形の、下水道公社の改革というようなものが皆さんの手元に出されたのかということなんです。そのときに、皆さん方、下水道課にいる職員もしくは土木部長を通じて、知事の方に、当時の県の下水道事業の現状についてとか、問題点についてのヒアリング、あるいは概況説明等の機会がおりになったかどうか。例えば矢澤さんが、知事の方からちょっとあなた来てくださいと、いろいろ現場を知っておられるけれども、長野県の場合どうなっているんだというようなことについて、いや、私どもはこういうふうに考えるとかという提言もしくは資料の提出をされた経緯があったのかどうか。矢澤さん、田中さん、それぞれお答えいただきたいと思います。

○矢澤証人 下水道に対する下水道公社のことだとか、事業団、下水道のコストが高いというような一般からのメールとか、そういうような中であつたということで、いろいろ検討はしたんですが。直接知事のところへ呼ばれて、そういうことについて、どういうことだという説明はなかったです。それから建設工事、当時県の流域下水道の処理場の増設等もいくつもやっていたんですが、私、14年のときですから、15年度の概算要望とか、それからまた二次要望ですか、そういうときに知事ヒアリングもあるんですが、日程的には指定されていたんですが、当時浅川ダムとかいろいろ問題があつて、待機はしていたんですが、一度もそういう下水道事業にかかわることについて、知事と面座して話をしたことはございませんでした。

○田中（利）証人 近藤さん等を通してそういったいろいろな問題をいただきまして、今、前の課長が申しましたように、何回か知事のところへ入れるようお願いしました。ただ、待機だけで残念ながらそういう機会はなかったです。

○鈴木委員 ではその近藤さんなる者は、皆さん方からごらんなられて、おそらく技術の世界の先輩方として、下水道事業あるいは下水道公社にかかわる業務について、精通している方とは認知できない方だと思うんですが、どうでしょうか。矢澤さん、田中さん。

○矢澤証人 近藤さんは事務屋さんだと思いますが。そういう中で、この問題が出た12月以降ですか、1月末ごろからですか、具体的にいろいろわからないことがあつたから聞きにきたという話で。そう下水道について、特に広域維持管理という、その分割しなければという、そういうようなことがなかなか理解してもらえなかったことからすると、精通はしていなかったのではなからうかと思ひます。

○田中（利）証人 事務屋さんでございますし、なかなか技術的なことは、理解はいただけなかったと思ひます。ソフトというか、事務的な面でも、ちょっと説明不足があつたかなとい

うことは考えております。

○鈴木委員 わかりました。したがいまして、もう一度確認しますが、政策秘書室の近藤さんが下水道関係全般にかかわる皆さんに対する指示等については、当然皆さんから見ると、田中知事からの特命事項、指示を受けた立場で近藤さんは、皆さん方にかかわってきたというように受けとめられたということでしょうか、どうでしょうか。あるいは近藤さん個人で見えたんですか。矢澤さん、田中さん、早川さん。その辺についての受けとめ方について簡単に。

○矢澤証人 政策秘書室のラインの中で指示を受けてきているんじゃないかなと思います。

○田中（利）証人 私も同じように、政策秘書室としてのラインで動かされたというふうに理解しております。

○早川証人 私どもも組織の一員でありますから、政策秘書室の方が、これは知事の命令ですよというふうに言ってきている限りにおいては、私は知事の御下命のとおりだと思っています。

○鈴木委員 概略、おぼろげながらわかってまいりました。やはり組織というものは、トップがあり、中間管理職があり、それぞれのつかさ、つかさで機能して動くんだということが改めて立証されたんですが。

実はちょっと懸念を感じるの、先ほど来、特に矢澤さん、田中さんが大変長い間下水道業務に、当時現場に精通しておられる方々が、知事に対していろいろ概況説明しようという機会を持つと思ったにもかかわらず、知事とは直接コンタクトをとることなく、だっておそらく多分当時の土木部長を通じて、下水道事業の課題、現状についての説明する機会がないまま、逆に知事の方から一つの指示がなされた、出てきたということは、知事から政策秘書室の近藤という職員を通じて出てきたということは、では一体知事は、長野県の下水道事業にかかわる課題とか、あるいは下水道公社の現状とか、入札等のあり方とか、一体だれからそのようなものを吸収されたのか、あるいは身につけられたのかというふうに私は思うんですが。その辺はどうでしょうね、矢澤さん、田中さん。

○矢澤証人 ちょっと私は返答のしようがないんですけども、ちょっと。

○田中（利）証人 私も特にどちらかというのは存じておりません。ただ、あとで「水直し」というふうな形で下水道をやってきておられましたので、勉強されていたのかなとは思っているんですけども。

○早川証人 大変恐縮でございます、お答えのしようがありません。

○鈴木委員 時間がありませんから、これで締め切りたいと思いますが。先ほどの一連の各委員からお尋ねの中で、知事の、いわゆる先ほど選挙の公約の「水直し」という言葉が出てい

ましたように、知事選、選挙をやります。選挙にかかわる後援会のブレーンの中に当該業者がおられたと。しかも水処理に関係に携わっている業者がおられたという方から、やはり皆さんを抜きにして、今回のこの「下水道公社改革の方向」というようなものについてのものを、知事が知識を吸収されたのかなというのは、事実関係として、私はそういうふうを受けとめざるを得ないと思うんですが。

皆さん、特に矢澤さんどうですか。下水道課あるいは土木部として、一度たりとも長野県の下水道事業の現状についてヒアリングされたことはないという事実は間違いはないですか、もう一度お聞きします。

○矢澤証人 直接お話ししたことはありません。ただし、下水道のあり方検討委員会が1月につくられましたけれども、これをつくるときにも、私どもの方には相談がありませんでした。そういう中で、当時下水道等ということで、公共下水道、それから農業集落排水事業、合併浄化槽等を含めて80%、整備をされてまいりました。

それで、長野県の下水道、先輩たちが積極的にやっていたいて、当時、平成2年ごろですか、ちょうど下水道公社ができたころなんです、下水道エリアマップというのがつくられております。これは、全国で最初につくられたもので、当時3県同じ年度に下水道エリアマップをつくられたんですが。このエリアマップをつくるときには、農政部それから生活環境部等も含めて調整をしながらすみわけをしてきたわけなんです。そういう中で、あり方検討委員会の中でも、人家のまばらなところまで公共下水道をやっているというような中で、いろいろまだ至らない点もあったかもしれませんが、そういう80%の整備ができてきた段階で、そういう、その都度エリアマップも見直しをやってきたんですが、こういうふうに整備できていますよと。

それから維持管理も広域維持管理構想なり、広域の汚泥の処理等の取り組みも長野県ではやっていたものですから、そういう中で、こういう状況ですよということで、今、私はメール等もやりませんが、当時ではできなかったものから、若い担当に、知事あてに長野県の下水道はこうでありますよというメールを送ってもらったのが1回だけそういうことでやっております。それに対する回答とかというものは一切なかったものから、接触はありませんでした。

○鈴木委員 それぞれ率直に御証言いただきましてありがとうございました。また、いろいろな論点整理の上で、また皆さんにお聞きする時間もございますが、どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○林委員 長い間下水道事業にかかわって来ました矢澤証人、田中証人にまずお伺いしたいと思います。

昭和54年に諏訪湖流域下水道が供用開始になり、以後平成2年千曲川下流、平成8年千曲川上流ですけれども。従来の入札方法について、先ほども話ございましたけれども、当時は5年に1度指名競争入札、あと4年間は随意契約と。その後3年に変更されたそうでありますけれども。こうした従来の入札方法の妥当性について、知事が平成14年12月25日に下水道公社の改革、あるいは入札制度の改革を指示したわけですけれども。それ以前について、この入札制度についてはどのような見解を持っておられたのか。これは改革すべきである、あるいは問題点があるというふうに認識していたのかどうか、矢澤証人と田中証人にまずお伺いいたします。

○矢澤証人 下水道処理場も同じ標準活性汚泥法であっても、製作しているメーカーなり、また流入してくる水質の微生物等の関係も違うものですから。それから機械等の特性等いろいろ考えますと、その設備に対するノウハウ等考えると、1年ごとに処理場の維持管理を変わるというのはなかなか技術的にも難しいと思います。

そういう中で、全国の下水道の維持管理の担当者会議等もございまして、そういう中で、全国的に、何年ころからだったかわかりませんが、そういう会議の中で、5年に1回入札してあとは随意契約というような方法が全国的にもとられておりました。しかしながら、公平性・競争性・透明性という社会一般の目からすると、5年に1度というのはやはり好ましくないのではないかというようなことも、私の前任者の当時に、3年に1度の方向に変えられましたけれども、しかしながら、その処理場で県外業者が来て受託しましても、その総括、現場代理人ですか、総括みたいな人は県外から来る例もありますが、私、犀川安曇野にいたときは、その現場代理人、総括も県内の人でしたけれども。大部分はその地域で採用されております。なかなかよそから連れてくると経費もかかるので、そういう中で、職員自体は100%とは言いませんが、ほとんど県内、地元の人がやっていたものですから。

そういう中で、毎年入札だとか、そういうことはなかなか、それで新しくとったとしますと、まず相当会社に余裕があって人員を確保されていれば別ですが、流域下水道の場合は10数人から、多いところは20何人か、諏訪湖の場合は30人ぐらいおりましたか。そういうものを年度末に雇って、すぐ4月からというのはなかなか難しい点もございまして。ですから、入札制度を変えるときには、いろいろそこらも含めて検討していかなければいけないのではないかと感じております。

○田中(利)証人 私、12年から14年ということですが。全国的な状況で5年平均という、5年とったあと4年随意契約というのが一般的でございました。そういった中で、公社とも相談しまして、透明性・公平性ということで、今課長が言ったように、3年というふうに、入札して2年ということ、そういうことで改めてきております。

○林委員 長野県内の下水道の入札にかかる流れとして、15年4月25日には、県公共事業入札適正化委員会が、県の入札制度改革の中間取りまとめを発表して、その中で、下水道についても競争性が確保される範囲内で県内業者への発注の優先を掲げております。さらには10月1日には、9月定例県議会の一般質問でも、流域下水道の維持管理業務の県内業者への発注、この質問もされております。あるいは10月10日には、9月定例県議会において陳情が採択されて、流域下水道に関する業務委託の県内業者への優先を求める策を講じること、こうした一連の県の中での県内業者優先の流れが出てきておりますが。

そこでお聞きしたいんですけども、こうした前段の流れよりも以前に、県内業者からぜひ県においては県内業者優先してほしいという働き掛けが知事後援会幹部以外からあったのかどうか。長く下水道事業にかかわった矢澤証人、田中証人にお伺いいたします。

○矢澤証人 私のところに直接民間のそういう県内業者からの働き掛けはありませんでした。

○田中(利)証人 私も直接の働き掛けをいただいてございません。

○林委員 全体の流れが県内業者をとということですずっと動いてきて、特にもう長い、諏訪湖流域下水道ができて以来、日も経過し、業者の皆さん方も下請にしるいろいろのかかわりで、だんだんノウハウも蓄積されたというふうに思うわけですけども。そういう点から見なれば、全体の動きとして、県議会の中の流れとしても地元業者優先というのは当然の流れだろうと思うわけですけども。

ただ、知事後援会幹部の働き掛けによって、こうした政策が変えられてきたというふうに受けとめられている向きが多々あるわけですけども。知事後援会幹部も一業者であって、当然一県民としてそういう働き掛けがあってもおかしくないという意見もございませぬ。ただし、元後援会幹部という地位、あるいは直接利害関係にある下水道業者ということもありますから、その点については、非常にニュアンスはいろいろあるかと思うんですけども。そういう業者からの働き掛けというのはあって私は当然かと思うんですけども、その点についての認識をお三方にお伺いいたします。

○矢澤証人 そういう働き掛け自体はあっても、これは当然だと、やはり必要だとは思わんですけども。当時、14年当時から民間の会社の営業活動はなりませんというようなこともありましたから、そういうことを考えるとどうかという気もいたしますが。やはり、民間からのいろいろな情報をいただくこと自体は、私はいいじゃないかとは思っています。

○田中(利)証人 働き掛けはそういうわけではなかったわけですが、業者さんの選定委員会がございませぬ。そういう中で、技術者の数が何人おられるかというのは資料として出していただいております。それであまり少ないと、本当にやっていけるのかどうかというのでも検討の材料になるわけですが、そういった中で、私ども決してはずそうということ

ではなくて、業者さんの数をふやしていただきたいというのが、動きとしてはそういった意味で、できるだけそういう方向にいきたいという考え方を持って対応してきたつもりでございます。

○早川証人 働き掛けの前に、県内業者の育成ということについては、私ども、下水道課のみならず、長野県行政の中で大きな働きをしなければいけないと思っています。しかし、そういうその中で、一個人的に違った意味の働き掛けと言いますか、どう言いますか、というような話が、私は当時、先ほどもちょっと出ましたけれども、名刺営業の廃止というような話がありましたし、私も下水道課の前にそのパンフを張り出した一員であります。そういう中で、知事後援会幹部がどうかわかりませんが、一般的に言って、そういう営業活動をしていたとすれば、やはりそれは問題ではないかなというふうには私は思います。以上であります。

○林委員 17年2月21日の公文書公開にかかる調査で、総務委員会に出された資料がありますけれども。その中で、働き掛けと入札制度の変更についてということで書かれておりますが、既に私も述べたことですが、「平成15年4月の打ち合わせ以前から、公共事業改革の中でこうした県内業者優先の方針は既定事実であり、県議会議員からの再三の要望もされていたものである。下水道課及び長野県下水道公社も、既に、地域経済活性化と雇用の確保をするために、維持管理業務は県内企業優先にする方向で取り組みを進めており、この打ち合わせをもって入札制度を変更したものとは考えられない。本年度は、県議会の陳情採択により県内企業を優先する入札方法を採用しており、「働き掛け」によるものではない。」このような文書が出されております。

そういう点から見ると、一連の流れを見まして、トップダウン的に知事が平成14年12月25日に方針を出したというだけでなく、県全体の流れとして、そうした方向に向かっていったというふうな点について、再度認識だけ、それぞれお三方にお聞きして終わります。

○矢澤証人 県内企業を優先して、そういうこと自体は私も必要だと思います。しかしながら、下水道のコスト縮減ということも、やはりこれは利用している人が使用料を払ってやっているものですから、そういう面からも広域維持管理というのは必要であったとお話しました。それを壊してまでというのは、ちょっといかがなものかという気はいたします。今後だんだん県内業者が育って、そういうふうに分たちだけでもできるようになれば一番いいとは思っております。

○田中(利)証人 今回の件につきましては、知事、部長、課長というラインで私は動いてきております。そういった中で、最初おっしゃられた地元の企業育成は当然だと思っております。以上でございます。

○早川証人 14年12月25日に「下水道公社改革の方向」という1枚のものが私ども受けとめましたけれども。やはり知事から言われた限りにおきましては、私は精いっぱいそれに沿った仕事をしようと思っております。それ以外のことも多々ありますけれども、少なくとも、一つの命令で動くあれですけれども、その中に上司、それから同僚、仲間、あるいは部下等々の間の中で、よりよい方向はいかがなものかという話し合いをしていただければなおよかったかなというふうに思います。以上です。

○平野委員 1、2点確認をさせていただきます。まず早川証人にお尋ねしたいんですけども。先ほどの2月14日に突然知事後援会幹部の名前が出てくるわけですけれども。そのときに、先ほどどうわさの方がやっと登場したという、非常にわかりやすい言葉で説明されたんですけれども。これは、一般的に言う知事の後援会関係者、秘書という名刺もあったようなんですけれども。そういう人、有名人が出てきたという意味なのか、それとも、ちょうどかかわっていた業務、その下水道にかかわる業務に関する何らかの影がちらついていたのか、あるいは別の意味なのか。その点ちょっと教えていただきたいんですが。

○早川証人 言葉の言い回しがちょっと失礼な言い方はあったかもしれませんが。私としては、先ほどから申し上げているように12月1日に下水道課へ行って初めて下水道事業というものに携わった。そして見るもの、聞くもの初めてであった。もちろんそれからひと月もたたずして、「下水道公社改革の方向」という一番の大きな命題が示された中で、その方向たるや、青天の霹靂と言いますか、今までそんな話も一言もなくて出てきたというふうに、私は行った当初ですからよくわかりませんが、上司等からそういうふうに聞いておりました。という中で、なぜ今、この時期に急なこの改革をというふうに思ったり、それから話をしている中において、先ほどの人物のことも話が出てきていますから、それをもってして先ほどの表現になったということでもあります。

○平野委員 それから、もう1点。今お話したように、2月14日に知事後援会幹部の名前が出てくると。しかも衝撃的に、土木部長もこの下水道事業に関しては知事後援会幹部に相談せよと知事に言われている。事実、3日後の2月17日に、土木部長は政策秘書室の近藤さんを通じて、知事後援会幹部に確認というか、指示というか、大事なことを相談しているわけなんです。ということは、当時の課長であった矢澤証人してみれば、自分の上司である土木部長が相談しなければいけないという方ですから、まさに知事になりかわって、この下水道事業に関しては君臨している、そういう位置関係になるわけですけれども。2月14日に登場で、ひと半月の間ですけれども、実際に接触は別にあってもなくても、矢澤証人にとってはまさに土木部長以上に偉い人、この仕事に関してはまさに知事になりかわる人と、こういう認識になってしまうと思うんですけれども。その辺はどういうふうに感じられていたか、教えて

いただきたいんですけども。

○矢澤証人 2月14日に報告を受けまして、知事になりかわって改革について、いろいろアイデアを出して、下水道行政の方にかかわっているんだなという感じは受けました。

○平野委員 同じことを田中証人と早川証人にお願いします。

○田中(利)証人 私は知事のブレーンの1人ではないかというような理解で考えておりました。

○早川証人 先ほど来から申し上げていますように、課長から、部長と云々というお話を聞いたときで、初めてハッと思っただけのことをごさいますして、それ以上他意はございません。

○下村委員 先ほど名刺営業の禁止という項目がございましたけれども、それは具体的にはどうということですか。矢澤証人からお願いいたします。田中証人もお願いします。

○矢澤証人 パソコンの汚職事件ですか、それが平成14年の末ですか、11月でしたか、それがあって、民間の業者が、それぞれの業務にも支障があるということもございしますが、そういう中で各課、各所なりで張り紙をしてお断りするようになったものでございします。

○田中(利)証人 今、課長が申しましたようにいろいろなトラブルがございましたので、要するに机のところに置いていただかなくて、技術的な提案は例えば技術管理室でやっていただくと。名刺のやりとりはないというのが名刺営業の停止というふうに理解してございします。

○下村委員 その段階で、例えば業者側の意向とか、業界の意向というのは、どういうふうに行行政はくみ上げていたんですか。お三人に。

○矢澤証人 ホットラインですか、技術管理室を窓口に一括してそういう提案については受けるということで、担当課等では受けずに、必要なものについては、ホットライン等で受けるという形になったのではなからうかと思ひます。

○田中(利)証人 先ほど申しましたように、技術管理室等で技術的な提案を受けるといふ県の統一というふうに理解しておひます。

○早川証人 従来ですと、名刺を各課長の席やあるいは部長の席等々に配って歩いて、そして久しくお話を歩いていたというのが実態であります。そういうことが遮断された限りにおきましては、今のお二人のお話もございしますけれども、相当程度、業者の皆さんとは接触する機会、つまりいろいろな面でお話する機会が遮断されたのではなからうかと思ひます。

○下村委員 ではこれが業界側から見ますと、業界の意向というものは、技術管理室を通じなければだめだということは、ほとんど理解していないんじゃないですかね、業界側は、お三人にちょっと。

○矢澤証人 私が所長でいた当時、いろいろそういう提案をまとめて、長野地区なり各地区でそういう情報をお聞きするような会議が持たれて、それぞれの事務所からも出席してやって

いたことを記憶しております。

○田中(利)証人 例えば建設業協会とか測量協会は、技術管理室の方で対応されていると思います。ただおっしゃるように、こういうメンテナンスの会社とか、それからものをつくるプラント、そういうのも組合等でやっておりました。こんなような下水道の関係はちょっとなかったかと思えます。

○早川証人 業者の方にしてみれば唐突として名刺営業の停止という張り紙をされた限りにおいて、今まで行ってきた営業活動を次にどういう展開をするのかというふうに考えたときには、即座に次の方策というふうに考え抜いた方はそうはいないとは思えます。

○下村委員 ということになりますと、今回の知事後援会幹部、この方の意向というのが非常に大きく働いたということになりますと、これは非常に異常であると、こういうとらえ方でよろしいですか、お三人にお聞きします。

○矢澤証人 違法かどうかまでちょっとあれなんです、利害関係者である立場からすれば、好ましいとは思っておりません。

○田中(利)証人 個人が表に出られておりますので、例えば協会とかそういった形で動いていただければなおよかったかなと思っております。

○早川証人 名刺営業そのものの活動の停止によって、今のお話が即座にそういうように傾いたかどうかはちょっと私には計り知れません。

○下村委員 私がお聞きしたいのは、違法性があるとか、そういうことじゃないんです。異常であったかどうかという判断の問題だと思うんです。ということは、通常のほかの業者はなかなか自分の意向とか考えを行政側に伝えることができない。しかしながら、もう出ているあれですから、1社のみがこういう意向を県の行政側へ伝えられるということが異常であるという考え方があるかどうか、またはないのならないで結構です。

○矢澤証人 12月25日、当時からこの事例の中では、特に異常だとは感じておりませんでした。こういうふうになってきて経過をかんがみると、異常であったとも感じます。

○田中(利)証人 先ほどと同じでございますが、1社というのはちょっと特異じゃないかと。やはり組織というか団体をというのが、先ほどと同じ回答でございます。

○早川証人 今の田中さんのお答えと同じであります。

○下村委員 ということになりますと、矢澤証人は、今になるとちょっと異常であったかなとこういう御回答でございます。ということになりますとその当時は、おそらくこの知事後援会に相当深く関与している、また知事個人にも非常に深く関与している、こういうところの働き掛けという認識があったかかこのように思うんですが。その認識はいかがですか、お三人にお聞きします。

○矢澤証人 認識としてはそう感じていませんでしたが、その後、15年度の随意契約なり、また17年度の入札結果でJVを組んで入っているということになれば、そういうことから見ると、やっぱり利害関係者としてかかわってきたということが認識せざるを得ないと思っています。

○田中(利)証人 従前から、知事のそういった組織ということは若干お話は聞いておりました。やはりそういう意味では、ちょっと特異的ではないかというふうに理解しております。

○早川証人 知事後援会幹部という方が、最後と言いますか、2月14日に出てきて、お話の中に登場してきた限りにおいて、結果としてその次の段階にいろいろな契約等の関係で、そういう状況の、一口に言えば有利に働いたような状況が作り上げられたとすれば、それは異常であったかなというふうに思います。

○下村委員 組織というのは、もしトップが間違えて判断をしたときには、下からただすというのが組織またラインであるかと思うんですが。そのような認識はございませんでしたか。お三人にお聞きします。

○矢澤証人 私の方から時下に出かけて、そういう知事のところへ話をする機会はあったかもしれないけれども、ラインに従ってやらざるを得ないような状況に当時は感じておりました。先ほど来、いろいろ機会をつくっていただければということで、当時は話を聞いてほしいという希望は強かったんですが、それができずにこのような結果になってしまったということについては残念に思っております。

○田中(利)証人 下水道課としては、ライン、課長から知事に申し上げたいということは試みておまして、先ほど申しましたように。それと一緒に、部長から知事へもお願いして、部長と知事とはやっていたいただいていたと思います。そういう意味では、意向はお話してございました。

○早川証人 先ほど来から申し上げておりますように組織の一員でありますから、私ども上司の命令には、少なくとも私は絶対的服従をするつもりでいます。しかし、やはりその中で、一つでも、あるいは何かが、これは違うのではないかと気づいた限りにおいては、それは申し上げるべきであろうと。申し上げる限りにおいて、そうはいつでもこうしろという命令が下されれば、またそれに従わざるを得ない、それが組織であります。

今回のこの話につきましては、私の限りで言えば、少なくとも課長、あるいは部長に、再三にわたって下水道課の声を聞いてくださいと、お話をさせてくださいという申し出を、政策秘書室を通じて、つまり知事に聞いていただければというふうな思いは常に持っておりました。しかし、残念ながら、1回もそれを果たすことができなかったということでもあります。

○下村委員 これを最後にいたします。ただいまのお話を聞きますと、知事本人の非常に強い

意向があったということで判断をいたしますが、それでよろしいかどうか、お三人にお聞きして、尋問を終わります。

○矢澤証人 知事の強い意向は、政策秘書室の担当の方を通じても絶対的な指示だというように感じておりましたから、知事の意向がきつい、強いものだと思ってやっていたんですが。しかしながら、公社が直接できるものでなくて、やっぱり市町村の事業であったということで難しい点がございました。

○田中（利）証人 知事の強い意向は感じております。

○早川証人 知事の強い意向だと思っております。

○柳田委員 お三方の証人の皆さん、大変御苦労様でございます。私の方からも疑問点等につきまして、お話をさせていただければというふうに思っております。

最初に矢澤証人から提出された資料を拝見させていただきました。最初のところでございますけれども、平成14年12月25日、この点線で囲まれたところでございますけれども。この中の2行目からでございます。「県内業者への発注は技術的に困難な処理方式もあるし、業者数が10程度と少なく談合排除の主旨にそぐわないものであり、内容が以前に出されていた利害関係のある業者の主張しているものに符合されていることから、どのようにまとめればよいか考えさせられた。」とこういう御自身のお考えも提出をいただいているわけでございますけれども。

この中に、これは知事が「下水道公社改革の方向」というものを出されたときの、矢澤証人の心境を記したものだとして理解をしますけれども。内容が以前に出されていた利害関係のある業者の主張というものがございまして。これはだれからいつ、皆さん方に渡されたものなのか。どういった内容が、内容はここに同じようなものが書いてあったということですから。だれからいつお手元に来たものなのでしょう。

○矢澤証人 これは書類を見たということではなくて、13年当時からそういう公社の改革についてという話があったということ、前任者からもお聞きしていたものですから。それを感じて、そういう書面自体は、私は直接見たものではございません。

○柳田委員 先般の下水道公社に求めた資料の中にこういうものがございまして。平成13年12月28日ですので、一連の今御提出をいただいた時期よりしばらく前になるわけですが。平成13年12月28日、下水道課から公社に3通の問題点が示されたということがあります。実際それを下水道課から公社に3通の問題の指摘があったと、これとこれとこれについてどういう考えがありますかということ、指摘されています。その答えとして、14年1月に、下水道課において、作成をされているんですけども。おそれいりますが、私、在任の期間をあまり把握していないんですけども、これについて、田中証人御記憶があれば、この経緯に

ついて御説明願います。

○田中(利)証人 ちょっと日付はあれですが、13年暮れごろ、先ほど申しました知事後援会幹部と思われる方から文書での要求がございまして、それに基づいて下水道課と公社で検討いたしまして、どうやっていこうというものはまとめた覚えがございます。

○柳田委員 要求というのは私はその書類からは承知はしていませんが。知事後援会幹部と思われる方から、だれに対してこういった書類の要求があったんでしょうか、田中証人お願いします。

○田中(利)証人 私と課長が知事後援会幹部と思われる人に会いまして、こういったことについて検討してほしいと言いますか、そういった依頼がございました。

○柳田委員 田中証人と矢澤証人がお会いになったんですか、知事後援会幹部に。その辺お願いします。

○田中(利)証人 私は3年間おりましたので、それで13年でございます。私だけでございませぬ。課長は前の課長でございます。

○柳田委員 そうすると、冒頭、田中証人の方から名刺の営業もかつてあったということだったら、すみませんでした。という意味では、お会いになったことがあったという形でございますけれども。それで、矢澤証人の前任者の課長もお会いをしていたということでしょうか。そういうことだと思いますけれども。その際に、下水道公社の記述によると、結局下水道公社に下水道課からクレームをつけたというのですけれども、この点どうなんですかという形で出す。そうすると、下水道公社の方から、今度は答えを出してくるという形になりますけれども。

14年1月30日に、知事後援会幹部に3通の問題に対する回答を室長、下水道課長が回答をするという日になっています。このときは、田中証人も立ち会っていたのか。あるいはこの事情について御承知の面がありましたらお答えいただきたいと思います。

○田中(利)証人 まず1月30日ですか、回答について私は立ち会っていないと思います。それで、今おっしゃったように下水道課へ質問がありまして、公社の問題なわけなんです。公社の方で相談してくださいということで、公社の方が受けまして、下水道課の方で政策秘書室でしたか、そちらの方から御回答いただいたとそういう流れでございます。

○柳田委員 このときに、知事後援会幹部の関係する法人が出されている要望という形に関しては、OD、PODは地元へ発注すること。2番目として、例えば佐久北部は3つくらいに分割して地元へ出す。3番目として、ほかの地域でも分割して地元業者に出すというようなことも出ているわけなんですけれども。こういった内容について、先ほど14年12月25日、これはちょうど1年後になるんですけれども、こういった内容が知事後援会幹部によって、13

年の暮れから1年間ぐらいかけて、恒常的に行われていたりはないかと。この実際の経緯を照らし合わせてみると、そういう気がいたすんですけども。暮れになるとこの人は来るんでしょうか、田中証人。この辺の関係というのは、そのあと14年のいわゆる1月から10月、11月ぐらいまでにかけて、どういった動きであったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○田中(利)証人 暮れというわけでないと思うんですが。そういった要望を私どもいただいたときから動いて、公社と話をして回答をまとめてお出ししたと。それでまたちょっと御検討の間があったか、ちょっと余分なことを言っははいけないですが、そういうことで、問題をいただいたら検討する、検討したら来たところへ返すとそういう流れで承知しておりますが、その程度ですが。

○柳田委員 同じ14年2月5日ですけども、公社専務と知事後援会幹部との打ち合わせ会議というのが公社から出ている資料がございますけれども。この会議については御存知でしょうか、田中証人。

○田中(利)証人 ちょっと今の段階では、承知していなかったと思います。

○柳田委員 わかりました。そういった中で、先ほど平野委員からもありましたけれども、実際に徘徊という言葉もありますけれども。実際に異常だなというふうに思うのが、2月、すみません、これは矢澤証人から提示された書類等を見ても、謝罪を皆さんがされるわけなんです。これが決定される会議も、知事後援会幹部と部長の会議によって謝罪をすること、言ってみれば皆さんが県内各地を回って謝罪してこいというふうに決定することも、部長と知事後援会幹部で決定をしている。そしてまた、1月17日においては、発注方法に関して、言ってみればどういうふうにやっていくか、発注方法に関して不明確な部分が出てきた。先ほど来下流の意味とか、さまざまな千曲川下流の部分であるとか、どういうふうに発注をするのかについて不明確というか、皆さんがお迷いになる部分が出てくる。そうすると、実際には政策秘書室の近藤さんに知事後援会幹部に確認をお願いすると、部長がわからなくなってしまふ、そうすると、政策秘書室の近藤さんに知事後援会幹部に確認してくれとこういうことを言うわけですね。そして、実際それの、おそらく同日でございますけれども、部長から答えが返ってくる、皆さんのところに。ということは、入札の方法も知事後援会幹部が深くかわりを持って決定をしてきた。こういうふうに私どもは映るんですけども。現場にいたお三方にしてみれば、どういうふうな映りをしていたのか、お三方、矢澤証人、田中証人、早川証人にお聞きしたいと思います。

○矢澤証人 2月14日以降、この文書が出されてからの17日の確認等が、その中で部長なり政策秘書室を通じて、知事後援会幹部とやられたというのは、知事後援会幹部の方針で動いていたというふうに認識しております。

- 田中(利)証人 知事が、部長が知事後援会幹部と相談をしてということでやられたということでございますので、私ども部長はラインでございますので、ライン上の動きというふうに理解しております。
- 早川証人 矢澤さんと同じ答えでございます。知事後援会幹部の御意向に沿った形で来ていたのではないかと思います。
- 柳田委員 そうなると、最初の、矢澤証人からいただいた文書の中で、平成14年12月25日、この内容が以前に出されていた利害関係のある業者の主張しているものと、矢澤証人が書かれている文章のこのキーボードを打っている心境を考えると、ある業者というのは複数ではないと、私は印象を受けるわけです。これは、特定の業者1社であるというような印象を受けるのですが、これは一般論のことなののでしょうか、それとも特定の行動を指しているものなののでしょうか、お聞きします。
- 矢澤証人 特定の業者1社を指しております。
- 柳田委員 ということは、平成14年12月25日、知事が出した文書がございます。これは、それより以前に、特定の業者から指摘されていることと符合されていると感じていたわけですが、その1社とはどなたですか。
- 矢澤証人 13年から問題になっていたそういうような話を聞く中で、14年、私が4月に行ってから下水道のこの入札等を含めた中でも、知事後援会幹部から、直接でもないし間接的にもそういう話はなかったわけで。13年当時のそういう話を聞く中で、ここでいう知事後援会幹部の関係する法人のいろいろ働き掛けをしたことと符合しているのではないかと思います。
- 柳田委員 そうすると、実際には平成13年12月28日、ちょうど知事が「下水道公社改革の方向」というものを出しますけれども、その1年前に、言ってみれば働き掛けというか、自分の目的達成のためなののでしょうか、行動を始めているわけですが、そういったものが知事後援会幹部がこういう意向を持っている、そういう主張をしていると。これは文書を見た、見ないということではなくて、そういう主張をして、下水道公社あるいは経営戦略局でしょうか、よくわかりませんが、そういったことを主張しているということを承知されていたという理解でよろしいか、矢澤証人にお聞きします。
- 矢澤証人 働き掛けがあったというふうに認識しております。
- 柳田委員 うわさではなくて、働き掛けがあったというふうに認識をされているというのは、何か特定の行動というものがあったのか、お聞きをいたします。
- 矢澤証人 もう一度お願いします。
- 柳田委員 ちょっと整理させていただくと、私はうわさ程度で、知事後援会幹部という方は

下水道公社に対して、分割発注をしてくださいとかということ働き掛けしているわけですが、そういったものが、その1年間、平成13年の暮れから平成14年の暮れというのは、先ほど矢澤証人は、働き掛けがあったものと承知しているというふうにおっしゃいましたので、うわさではなくて、そういうことが一般に流布されている話ではなくて、何か特定の、こういうことがあったから働き掛けがあったのだらうと承知されているのかなと私は理解をしたものですから。その特定の行動と、何か実際に働き掛けがあったという記憶があれば、お示しをいただきたいと思います。

○矢澤証人 実際に働き掛けがあったという、直接のことは確認しておりません。

○柳田委員 田中証人はいかがですか。

○田中(利)証人 そういう働き掛けはございました。

○柳田委員 どういった働き掛けが、日にちまでというのは大変だと思いますので、いつごろ知事後援会幹部による働き掛けがあったのか、それはだれに対してなのか、御証言願いたいと思います。

○田中(利)証人 先ほど申しましたように、当時の下水道課長と私が行きまして承っております。

○柳田委員 恐れ入ります、何年のいつごろというのを教えていただきたいと思います。

○田中(利)証人 厳密には覚えていませんが、13年の暮れごろだと思っております。

○柳田委員 それは口頭であったのでしょうか、それとも文書であったのでしょうか。

○田中(利)証人 文書でございました。

○柳田委員 13年の暮れというのは、知事が「下水道公社改革の方向」を皆さんにお示しになるちょうど1年前ということになります。そのときに、その文書はどうされましたか。

○田中(利)証人 下水道公社の関係ですから、協議をいたしまして、中の決裁をとりまして、経営戦略局でしたか、そちらの方に、政策秘書室ですか、お返ししました。

○柳田委員 そうすると、この田中証人が知事後援会幹部に働き掛けを受けた最初は、平成13年暮れということになりました。そのときにどこでお会いになったのか、御記憶にありますでしょうか。

○田中(利)証人 政策秘書室でお伺いを。ただ、1点最初申しましたように、知事後援会幹部ということはおっしゃらなくてということで受けております。

○柳田委員 そうすると、どなたと話をしているという認識だったのでしょうか。どういう人とお話をしているという認識で言葉を交わされていたのか、お聞きします。

○田中(利)証人 下水道の維持管理の業者さんということですね。

○柳田委員 平成13年の暮れというところで、政策秘書室で知事後援会幹部、今思えば知事後

援会幹部が働き掛けを私にしていたということを認識されていた。その会議に、田中利喜夫証人が赴かれたのは、だれからの連絡によって赴かれたのでしょうか。

○田中（利）証人 課長を通してだと思います。

○柳田委員 大変恐縮でございます。その当時の課長さんのお名前は何とおっしゃいましたか。

○田中（利）証人 井上です。

○柳田委員 その11月のときに受けた働き掛け、次の年には大変な大きな、ダイナミックと言っ
てはいけないのでしょうかけれども。急激なことの変化の原因になってくるわけですが。この年、平成13年の暮れに働き掛けのあったものに関しては、政策秘書室の対応あるいは公社と課との話し合い、こういったものにはどういった影響を与えたのでしょうか。

○田中（利）証人 どういった影響というのは、どういうのをお求めになっているのか。

○柳田委員 大変失礼しました。働き掛けがあったということに関して、その次の年には、知事後援会幹部が黒幕となって、さまざまなことが実際には行われたというような記述もございます。ただし、1年前は、そういったことがなされなかったのかなと思っているのですけれども。その確認のために、平成13年の暮れに働き掛けを受けたものの影響か、あるいは公社に対してどういったものがあったのか、政策秘書室はどのような対応をしたのかについて、証言願います。

○田中（利）証人 内容について、下水道公社の関係ですから、公社と相談して政策秘書室の方から回答をいたしました。それはそれで、そのあとの動きがないので、一件落着というふうに一応考えております。

○柳田委員 わかりました。そういった意味では、この矢澤証人から提出されたものより、1年前に既に知事後援会幹部が県に対して働き掛けを行っていたということなのだろうと思います。そのときに、この下水道にかかわる一業者だろうとこういう認識はあったというお話を伺いましたけれども、知事の後援者である、もしくはこれが幹部であるという認識はお持ちだったのか、お聞きをいたします。

○田中（利）証人 それはございませんでした。

○柳田委員 わかりました、ありがとうございます。実際にこの、先ほど来、公社は公社として、よりコストを削減できる、広域の皆さんによりよい利便性というもの、コストダウンも含めて、というもので対応してきた。そういった中において、実際にはこの急激な指示というか、決裁事項が来て、皆さんとしても対応に苦慮をされたという形だというふうに思っています。

その中で、実際に皆さんにしてみても、県内の業者でできるならばやらせたいという思いを、私はお持ちなのだろうと思うのです。それができない理由として、この記述にもござい

ますけれども、業者がかなり限定をされてしまうと。そのことによって、実際、今の入札制度改革においても、数の限定、言ってみればエリアを限定するだけにおいても業者数が限定されることによって、エリアというものも、今入札制度はかなり広くとられています。これは何のためかという、業者数を限定させないためですね。

ということになると、今回の知事後援会幹部の働き掛けを行ったこのことが、何につながっているか、どういう利益をもたらすかというふうになった場合は、私の理解で、業者が限定されることによって、結果的にはいわゆる、世で言われる談合と言われるものがやりやすい環境の整備になってしまうのではないかというので、一県会議員とすれば懸念をするわけですけれども。そういった懸念というものが、皆さん方がお考えになったときに、それは考えすぎだと、そうでもないということであれば御指摘もいただきたいと思っておりますけれども。もたらされる業者としての利益というものはこういったものがあるのか、矢澤証人にお聞きします。

○矢澤証人 県内業者、この下水道の維持管理の関係ですが。初めは合併浄化槽の汚泥の処理だとか、それから農業集落排水等で経験を積みまして、さらに今度は公共下水道の方のOD法等の簡単なものから経験を積まれてきたのですが。そういう中で、やっぱり標準活性汚泥法というような複雑なものまで、まだ当時とすれば県内での実績と言いますか、技術力を持ってやっていただける業者というのは少なかったはずで。

そういう中で競争性・透明性と言いますか、そういうことからいくと、単に県内だけでは難しい中で、下水道公社と私ども下水道課等で方針を出したのはそちらの方、知事へ、いつでしたか、1月21日に土木部長等から知事へ回答しているのですが。この中で維持管理の考え方を整理したものは、県内本社企業が入札に参加できる機会をより多く確保し、県下の産業活性化、雇用確保等にこたえるとともに、より透明性・競争性が確保されるように県に合わせ、県の建設工事等の改革もやっていたものですから、その県に合わせ、指名競争入札を受注希望型競争入札とする入札制度の全面的な見直しを行いますよと。またこれに伴い、県外本社企業が受注したときには、契約額の、知事の方でJVはまずいという動きもあり、また建設工事等も下請等の条件を付してやっていたものですから、建設工事等になって、契約額の30%以上の下請契約を県内本社企業と契約することを入札の条件とし、またすべての維持管理委託業務の入札を、随意契約ではなくて入札を行い、今後随意契約は行わないことにすると。JVについても、特定JVというのはどうしてもその仕事に合わせてつくるJVですから、特定JVはやめさせて、経常的に結ぶJVのみの参加することを認めると。

広域の分割については、これはあくまでも下水道処理場の管理者は市町村でございますので、市町村の意向を尊重して、合併等の動向もある中でしたので、そういう動向、維持管理

の問題等多くの課題を解決しながらやっていかなければいけないと。特に、上伊那地区は辰野から中川までの、特に大きい、広い範囲でやっていたものですから、これについては、公社の方で分割もどうかということで市町村と検討を進めた時期もありましたが、私はその後いろいろ話をしている中で、今まで一本化してやってきた、上伊那一本でやってきた経過もあるもので分割することはまずいよというような意見になってしまいました。

こんな方針でいけば、だんだんに県内の業者も実力をつけてできるのではないかというような考えの中で進めてきたものでございます。

○柳田委員 最後の尋問とさせていただきたいというふうに思いますが。矢澤証人におかれましては、一連の、知事後援会幹部が働き掛けを行っているという、長い時期にわたってやってきたわけですけれども、そのときに実際部長から皆さんがというか、部長が会うように指示されて全体像が見えてきたわけですけれども、好ましいことではないというお話がありましたけれども、好ましくないことをやらざるを得ない、そういうお立場にあったこともお察しをすることでございますけれども、そのときの御心境をお聞かせいただければというふうに思いますが。

○矢澤証人 知事の方から知事後援会幹部といろいろ指示をしながら進めていくところ、これはやはり利害関係者の関係でまずいとは思っていたのですが、やはり3月20日ごろには入札をして、次の4月1日から新しい今度契約する業者とやっていかなければ動いていかないとというような時間的な問題もあったものですから。今の対応の仕方、おかしいじゃないですかというようなことも言えずに部長の指示に従ってやってきてしまったのですが。こういうような経過を見ると、やはりその時点ではつきり、課長という立場でやはり言っておけばよかったかなという反省はあります。

○木下委員 3人の証人の方には御苦労様でございます。私の方からも少し尋問させていただきたいと思っております。今の話とちょっと関連すると思うんですけれども、先ほど、このいただきました資料のやっぱり同じところですが、最初のページのところでですね。この枠で囲んであるところですが、この中で、ちょっと2点について、意味はどういうことかということをおちょっとまず聞かせていただきたいと思います。一つは、「県内業者の発注は技術的に困難な処理方式もあるし」という、このところは今の活性汚泥とか、処理方式が違うから難しいとこういうことなのかというこの意味、直接的な意味で結構でございます。それともう一つは、「業者が10程度と少なく談合排除の主旨にそぐわない」と、このところもちょっとどういうことだか、解説をしていただければと思うんですが、お願いします。

○矢澤証人 標準活性汚泥法と、それから大町市の特殊な純酸素法ですが、それらについては

うちの下水道公社で、特に大町をその当時やっていた、なかなか技術的に、県内で純酸素法は1カ所で、全国的にも少ない処理方式なのです。そういう中で、公社自身も技術的に支援するのがなかなか難しかったし、そういう中で、大町市自体も管理者として技術的に難しい処理場だということがあって、結局自分のところで実績のある業者にとということで、先ほどお客に逃げられたと言いましたけれども、そんなような結果でございます。OD法の処理場ならば、県内業者でもある程度今まで実績を積んできて、比較的エンドレスで回っているものですから時間をかけても操作がやりやすいのですが、というところで技術的に難しいと申し上げたわけです。

もう1点、業者数が10程度と、当時何社が該当したかちょっとあれですが、10社程度くらいしか県内業者ではなかったはずですが。そういう中で、建設工事につきましても、指名競争入札で10社を原則ですずっとやってきたのですが。そういう中で、10社だと談合になりやすいというようなことも言われていた当時でしたので、維持管理においても業者数は県内業者だけだとそういう少ないものですから、やはりまた談合というようなことでは改革にならないのではないかとこのように感じたわけです。

○木下委員 後段の方ですけれども、10社だから談合がすぐできるという意味なのか。10社だから談合ができないからと、この「そぐわない」という意味はどういうことでしょうか。

○矢澤証人 談合を排除するという面からいくと、10社、県内のそういう仲間の10社だと、また談合が起りやすいという認識でいたものです。

○木下委員 それで、大変皆さん方、公社の改革の問題で、15年1月から2月にかけて大変な御苦労されたわけございまして。先ほどよりお話があります上伊那広域のこの下水の問題は、私も地元ですから、県からそういう話があって困ったという当惑と言いますか、それで本当に今の業者を変えてしまって県内業者だけでできるかどうかということで、非常に不安に思ったという経過も話はお聞きしまして、大変な状況であったと。そういう状況だからこそ、市町村もそれは簡単にいいということは言えなかったと思いますし、しかも矢澤証人の、またお三方のお話の中にもあったと思いますけれども、今まで皆さん方が、むしろ統括して規模を大きくして運営するよという、そういうことをやってきたのに、分割というのをそこで出したということは、これは県内企業の優先ということは、私、議会としてもこれは陳情も採択しまして、理念としてはわかるわけですけれども。そういうことまでして、あるいは競争性も確保されないような状況にしてそういうことをやれとこういうことではないわけございまして。そのところは、ひとつきちんと枠があったはずだと思いますし、皆様方は、それは十分承知だと思うのですけれども。

そういうことに矛盾するようなことを県が推奨したということで、これは市町村も当然反

発があったと思います。それで、その市町村の反発についてはよくわかりますし、私もそんなことも仄聞してきたわけですが、それと同時に、これ反発と言いますか、それに異論のあったのは市町村だけなのか、この業界の方も、この受託をする業界にもいろいろ戸惑いがあったのではないかと思いますけれども。その辺の実情はどうですか、聞かせていただきたいと思いますが。

○矢澤証人 業界の方の情報は、直接なり間接的にも県内業者が、県外業者については大分危機感を持っておられたというような話は聞いておりますが、県内業者がどういうふうな認識でいたか、ちょっとわかりかねます。

○木下委員 皆様方も、下水道事業については非常にベテランであるわけで。それで業界の状況がわからないというのはちょっと私には理解できないんですけども。15年1月から2月にそういうことを打ち出して、そして実際にやるのは15年の4月からやらなければいけないと。そういうことが実現するとすれば、分割して、そして県内業者だけでそれを請け負ってやっていくと、そういうことを本当に短時間で、しかも県内の10企業とおっしゃいましたけれども、大体3つの条件、国土交通省の条件、県の登録の条件、そして活性汚泥をやっていると、その経験があると、こういうような入札条件からいきますと10社だと思うのですよ。その10社が、それだけの県内のこの受託ができるかどうか。それができるかどうかというのは、10社はもう既にそれぞれ市町村の事業や何か請け負っているわけですね、事業を持っているわけですよ。それで、それはだから人を遊ばせるわけにはいかないから、技術者や何かもいっぱい持っているわけです。それがさらに新たな仕事をとるということになれば、これは技術者から人員を全部整えないといけません。そんなことが現実にできますか。3月ごろやっと入札して、そして4月からすぐ運転するなんて、こんなことはできないでしょう。と、私は素人なりに思うものですから。

だから、それは専門家なら当然そういうことは思いつくだろうし、そういうことについて、関係の業者もそんなこと言たってできないぞと、それはそういう声もあつたらうし、その辺のところをちょっとまず実態はどうなんだと。いや、そんなことはない、簡単にできますよと、こういうことなのか。いや、それはなかなか簡単じゃないということは、皆さん方、専門家ならすぐ思いつくことだろうと思うんで、その辺のことをまず持論を聞かせていただきたいと思います。

○矢澤証人 14年、私のいた当時の、これは15年にかかわる入札の中で、流域下水道については技術的に難しいということで、県内企業に単独なりJVで、県内企業だけでやる方針はなかったわけです。市町村の広域維持管理をやっているものについて分割してということをやっていたんですが。確かにおっしゃられるように、3月の入札で4月1日からそれだけのス

タッフを集めるということは、これはなかなか難しいと思います。特にそういう中で、その私が出たあとの16年度につきましては、そういう厳しさもあって県内業者だけにしたら4社しか応募がなかったということで、やっぱりそれぞれの会社がそういうことも踏まえて、10社程度あると思いますが、その中での応募件数だったと思います。

ですから、こういう維持管理については、もう少し早く、ひと月ぐらいは余裕を持って契約というか、落札者を、議会の予算の承認等もあるものですから、そこらがちょっと難しい、債務をとるとか何か手法もまたあろうかと思いますが。ちょっと技術的に、事務的に考えても無理かなと感じております。そういう点は、一般競争入札の場合は12月ごろから公募して、17年度についてはそういうふうにやられたのではなからうかと思えますけれども。

いろいろな話で、知事後援会幹部からの話だというふうにお聞きしているのですが、知事後援会幹部、当時仕事をとってからそういう技術者を探してくれればいいんじゃないかというような言い方をされたという話も、だれからだったか、そんなことを聞いておりました。通常建設工事でも、大型工事をやるときには、現場代理人、監理技術者はそのときに、応募するときにほかの現場を持っていてはだめというくらい厳しくやっているんです。そういう点でも、維持管理の面ではそこまでやってしまうとなかなか県内業者だと、応募するときのそういう技術者が確保できるかどうかというのは、難しい面もあろうかと思えます。しかしながら、20人、30人の職員を半月ぐらいの間で求めるということは、ちょっと無理があろうかと思えます。

○木下委員 まさに知事後援会幹部がそういうふうにしたと、私もうわさではそういう話を聞いたんですけれども。だから、まじめな業者という言い方はどうかわかりませんが、現実の問題として、今、矢澤証人のお話のように、そんな短期間でそんな切りかえはとても現実的には無理だという県内業者の方が多と思うんですね。そういう声も聞きました。それで、皆さんとしてもそういうことは感じられていると思うのですが。

それを、先ほどの知事後援会幹部は、いやそんなもの落札になってからそれから動けばいいとかこういうようなお考えもあったかもしれませんが、それは知事後援会幹部のお考えだろうと思うんですね。ということは、私は、知事後援会幹部は県のこの管理業務を請け負う関係業界の代表だという立場で、県のみんなの仲間の利益を代表して言っているだとかいうふうに聞いておりましたけれども。そういう内容を見ると、必ずしもこのときの行動は、県の業者がみんなそういう気持ちであったということではないと思うんですね。特定の人だけがそういうことを提唱していたという中身ではなかったのかなというふうに思って、今、質問をしたわけでございますけれども。

今、一部お話がございましたけれども、その点についてどんなふうにかえられるか、矢澤

証人にお伺いしたいと思います。

○矢澤証人 お聞きになっているポイントをもう一回、お願いします。

○木下委員 こういうせっぱ詰った段階で、県内業者優先と、そういうシステムをつくらうとしたわけなんですけれども、この時点では、業者は実際にやろうと思っても、そんなことは実際には無理だと。そういう実態が業者たちはわかっていたと思うんです、多くの業者は。ですから、こういうことを業界で、もし要求したことに基づいてこういう対応も考えられていたとすると、これは業界の考え方とは違うと、このときの要請は。

そういう中で、知事後援会幹部は、そんなものは落札してからあとで要員などは間に合わせればいいと、こういうような考え方だったというふうにも、そういうこともちょっと、これはうわさですけども、お聞きする中では、そうすると、特定の人だけがそういうことを要請していたことかなと思ったので、その辺の事情をわかっている範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○矢澤証人 当時、盛んにどういう方法でやるかということで、私ども、業界との関係の意見を聞く機会がなかったのですが、その後、先ほどの知事の指示の中で、8月をめどに検討するという中で、要するに進め方について、市町村、公社、県とで委員会をつくってやってきたというふうに、また進めてきたというふうに聞いております。そういう中では、業界の団体の皆さんとの意見交換ということをお聞きする中で、どういうふうな入札方法をやっていったらいいかという話を聞かれたという経過をお聞きしまして、具体的にどういう意見があったかということは、もう移ってしまって私がいなかった当時で、ここでちょっと申し上げられないのですが、その後、そういう業界等の意見も聞きながら進めてきたというふうにお聞きしております。

○木下委員 このときの対応は、書類にもありますように、2段階に考えているわけですね。15年3月までにやることと、それから15年以降やることと、それで先ほど、段階的には15年8月までにやることというようなことがあって。このときは15年3月までに、この広域については分割をして、そして県内業者に発注するとこういうことが決まっていたので動いたわけでしょう。そういう状況の中では、3月までにそんなことを言ってもできないということだろうと思うんですけれども、だから、これは8月までではないんですよ、3月までにやらないといけないことでしょう。ですからそんなことはできないのではないかと、そんなことを業者が要求していることじゃない、業界全体としてはそんなことを要求していることじゃないのではないかと私は思うし、そういう話もちょっと聞きましたから。その辺についてお聞きしたわけなんです。

○矢澤証人 その当時、いろいろ市町村の皆さんにお願いしたりする中で、業界のそういうこ

とについて、たまたま随意契約という方針になったものですからよかったです。そのまま進めれば、やはり業界の皆さんもそういう苦しみと言いますか、14年にやったら、やはり15年と同じような形で応札してくる人がないというようなことにもなりかねないというような心配は、今になってみればありますが。当時、業界のそういうところまで、具体的に検討するような状況ではありませんでした。

○木下委員 それでは、その問題はちょっと確かにそうだし、先ほど来お話のように、皆さんが意見具申しても聞いてもらえるような状況ではなかったということですから、そういうことに関心を持つよりも、命じられたことを一生懸命飛び歩いていたというのが実態かもしれません。

それではちょっと違う質問ですけれども。この知事後援会幹部の方から出された資料の中には、施設の数が決まっている状況の中で、適正な規模について模索するという言葉が、提言があるわけですが。これは14年度の矢澤証人、それからお三方がおられる当時は、そういう問題についてもどのぐらいの数がいいとか、そのためにはどうするかというような検討がなされた経過がありますか。あれば、どんな内容だったということ、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

○矢澤証人 広域的な処理場の数からいけば、上伊那が一番大きくて、あと北佐久、佐久南部、木曾、大北、それぞれ処理場の数は少ないものですから、上伊那を除いて分割ということは、私はなかなか難しいという中で、公社で上伊那が大きかったものですから、この知事への回答の中にも触れられていますが、現在上伊那広域の分割については関係者と検討する、やっぱり一方的に分割しろというわけにもいかないの、あくまでも管理者、金を出していただいている市町村の意向を尊重しなければいけないものですから。具体的な件としては、上伊那について、公社の方で当たっていたということでございます。

○木下委員 わかりました。そうすると、それでこれ上伊那は分割しなかったわけですね、結果的に。それで、だから数が変わらないんですけれども。そういう分割をして、委託に出す施設の数をふやすということもあるのだけれども、逆に、例えば県内の10社にジョイントを組ませて、そしてもっと請負側の方の数を減らすとすれば受託率が上がるとこういうことだと思えますけれども。そういう面での検討ということまではいっていなかったのですか。

○矢澤証人 14年の12月からの中では検討しておりませんでした。

○木下委員 その後の問題で、そういう問題もあったかもしれませんが。この時期はそういうものがなかったということになれば、わかりました。私の方からは以上です。

○小林委員長 この際、30分間休憩をいたします。証人の方々ありがとうございました。ちょっとお休みください。

休憩時刻 午後3時11分

再開時刻 午後3時48分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

高見澤委員 先程、柳田委員の尋問の中で矢澤証人の14年12月25日のこのメモの中の件ですが、「指示された内容は」とありまして、「内容が以前に出されていた利害関係のある業者の主張しているものに符合されていることから」とありました。この符合されている利害関係のある業者というのは、先ほどお答えをいただいておりますので結構でございますが、私はそれが14年11月25日に下水道公社改革案として出されたものであったのかなと理解をしていたのですが。これは先ほど矢澤証人も見たことがないというお答えでございました。そうするとここに出てきております以前に出されている利害関係のある業者の主張しているものと符号されている文書等々につきましては、何部ぐらいあったのでしょうか。その点のところをお答えいただきたいと思います。

矢澤証人 文書自体ではなくて、そういう働き掛けがあったというような、先ほどの13年度当時からの、その様子から感じたということでございます。

高見澤委員 わかりました。それでは先ほど来やはり証人の皆さん方お答えの中で、後援会の幹部等のお話が出てきたわけでありましてけれども。それぞれ知事後援会幹部との接触があったり、いろいろの働き掛け等によって事務事業が進まれてきたわけですがけれども。後援会の幹部と知り得た時期はいつごろであったのか、お答えをいただきたいと思います。これは3人の証人にお答えをいただきたいと思います。

矢澤証人 後援会幹部と言いますか、知事後援会幹部からのそういう働き掛けがあったというのは、14年4月1日に引き継ぎをやったとき、前任者からそういうような働き掛けがあったという、細かい具体的なことはなかったのですが、そういう、そこで初めて後援会と言いますか、知事後援会幹部の働き掛けがあったということは認識いたしましたところでございます。

田中(利)証人 13年のときに、どなたかわからないということでお話したのですが、そのあと、知事後援会幹部というのは、情報がそのあとあったかと思えます。具体的にはちょっといつというのはあれですが、14年の1月かそのころだと思います。

早川証人 14年12月25日に「下水道公社改革の方向」というのが出されまして、それを課の一員として見て、そしてまた課の中でお話をしているときに、これは知事後援会幹部という方が書いたのではないかと。そしてこの方は後援会の幹部でしたか、そういう立場にある人だというふうに聞き及んでいました。

高見澤委員 課の中でそういったお話があったということでございますけれども、だれとだれのお話になったか、御記憶があったらお答えをいただきたいと思いますが、早川証人、お願いいたします。

早川証人 先ほど来からお話いただいております、矢澤課長、田中技術専門幹の間だと記憶しております。

高見澤委員 次に平成15年1月23日でございますけれども、政策秘書室の近藤眞主査から下水道課の田中技術専門幹に電話があったと。9時15分、「下水道公社改革の方向」について、お電話があったわけでありまして。そのやりとりの中で、例えばランクを撤廃することにより入札参加、会社数をふやせないかということが聞かれているわけでございますけれども。そのときの田中証人でございますが、どのようにそれを感じ取れたのか、そしてまたどういうふうにならされたのか、お聞きをしたいと思います、お願いいたします。

田中(利)証人 もう一度確認したいのですが、1月29日でございますか。

高見澤委員 1月23日でございます。

田中(利)証人 これは一括管理という、要するに委託の内容ですね、その御説明をいたしました。一括管理というのは、入札を全体で行いまして、維持管理を一つの業者さんをお願いするような形ですかね。技術支援というのは、入札を市町村の方で行って、それを公社が受けるというような形になります。それが一括管理と技術支援ですね。入札参加資格要件については、多分ちょっと記憶であれですが、技術者さんの数かなというふうに考えております。

高見澤委員 それらもお話があったかと思うのですが、ここにちょっとそのメモにあるんですね。例えばランクを撤廃することにより入札参加会社数をふやせないかということ、近藤主査が当時の田中技術専門幹にお尋ねをしているわけですね。そのときの、どういうふうにお感じになったのか、それとどういうふうに対処をされたのかということをお答えいただければと思いますが、お願いいたします。

田中(利)証人 下水道はあくまでも、先ほど来申しておりますように、ずっと24時間動くものでございますから、やはり技術者というのは少ない数ではいけないと。そういったことで多分お答えしたと、今でもそう思っていますのでそういうお答えをしたと思います。

高見澤委員 それとその日の5時、夕方の今度は5時になりますが、近藤主査へ説明に伺ったわけですね。そのときに宿題を2件いただいてきているわけです。「下水道公社改革の方向」について、土木部及び公社から政策秘書室へ、そして原案を提出という形に流れているわけですが、そのときの宿題の2件、御記憶であればどうであったのか。そしてそれらの、政策秘書室からのそういった指示がどういうふうに関取られたのか、お答えをいた

できればと思いますが。

田中(利)証人 申しわけございません、ちょっと今記憶してございません。

高見澤委員 先ほど来からお話がありますけれども、県議会も県内業者育成を求めてきたことは事実でございます。しかしながら、反面、議会といたしましても、維持管理業務の品質的な課題、あるいは高度な技術的な課題も要求をせざるを得ないということが考えられます。またそういった両面を議会は考えているわけでありまして。そういった中で、県内業者育成は皆さんも先ほど来の尋問の中でお答えいただいているように理解されております。しかし当時、県内業者の実態から見て、技術者を含め企業の技術的な信頼度というものがかなり不安に皆さん方は思われていたわけでありまして。率直にその辺のところのお感じをお答えいただければと思いますが、矢澤証人、それから田中証人、お二人にお願いをしたいと思います。

矢澤証人 今の内容をもう一回確認させていただけますか。

高見澤委員 県内業者の育成ですね、それについては理解されていると思いますが、当時の県内業者の実態から見て、技術者を含めて企業の技術的な信頼度というものはかなり不安に皆さん方は思われていたということが、先ほど来のお答えの中にもあります。それで、その中で、ではちょっと先に加えさせていただきますが、先ほど出ていますが、県内のその企業で該当される企業は10社程度であったと。その中で、資格取得のみで実績不足や地域的に要件が沿わない企業等があるわけでございますけれども、該当企業に、そういった地域要件等も踏まえた上で限られていたわけでございますけれども、その点のところはどういうふうに感じておられるか、具体的に何社ぐらいか、10社のうち何社ぐらいが該当するか、その辺のところも含めてお答えをいただければと思いますが。

矢澤証人 地域要件自体は、県内業者全県一本で、県内をブロック別とかそういうような区分けはしておりませんでした。

田中(利)証人 県内業者の育成は、先ほど来申しておりますように、私ども考えておりました。それで具体的に何社というのはあれですが、各社の状況、技術者何人というのは情報でいただいています。それを見る中では、やはりまだ少ないところは、例えば5人とか何とかと出ておりますので、それを見て不安と言うのですか、そういうふうには考えました。

高見澤委員 当時の、先ほどもお話が触れておりましたけれども、下水道の分野をこのお二人の証人につきましては、かなり長く従事されてきているわけですね、下水道関係の職務に。そうすると下水道関係のいわゆるプロフェッショナルであると思うのです。それで政策秘書室からの多くの指示があったわけでありましてけれども、先ほどもお答えがあったと思いますが、それらについての感じ方、どういうふうにしてその政策秘書室からの、技術的にそれぞれの知識のない分野からの指示がどういうふうに感じていたのか、お二人にお答えを

いただきたいと思います。

矢澤証人 12月25日の内容を見ますと、人員の問題、それから広域管理の分割ということ、ここでは県内企業について優先的という、そこらは県内企業だけというのはなかなか難しかったものですから、公社等との打ち合わせの中では、やはりJVなりそういう形で県外業者から技術力を身につけて徐々にやっていくような回答になっているわけですが。そんな方向で当面は行くべきだと思っておりましたものですから、その人員の削減と広域の分割、それから県内企業についての移行は徐々にという考え方の中で、政策秘書室と私との見解の違いはございました。

田中(利)証人 市町村に技術者がいないということで、広域管理というのは従来から下水道は進めてまいりました。その辺をお話し申し上げたのですが理解はいただけませんでした。

高見澤委員 それではちょっと質問が、もう少し13年の12月のころに戻させていただきますけれども、12月20日に下水道公社の維持管理業務委託について、皆さん方下水道課、あるいは下水道公社と協議した結果を市町村等に文書を配付されております。そこで下水道公社と維持管理業者との契約方式は、現行を、初年度入札、2・3年度随意契約に改め、そして引き続き安定した処理場管理運営を図るということを伝えているわけであります。その理由といたしまして、業務内容が電気、機械、水質等の専門的特殊技術が必要であり、それで設備機器の機能、特性を熟知し、経済的かつ施設の耐久性を考慮した運転が要求されるためと。当然のことではありますがそう書かれており、できるだけ長い期間同一業者と契約を実施することが安定した処理場の管理運営が図られるということを言っているわけでございます。

そこでこの、そのことは私どもも十分理解されますけれども、入札等、あるいは業務委託をする作業の中で、先ほど来触れております、技術者不足等の県内の10社の該当するだろうと思われる企業、先ほどいきなり言ったから御理解がいただけなかったかと思うんですけれども、そうするとその10社がこういった面での、皆さんが各町村なりあるいは4流域についても同じでございますけれども、それらについて、技術者不足のその県内企業がここに該当するかどうか、その辺のところの御理解はいかがだったでしょうか。田中証人、お願いします。

田中(利)証人 県内業者さんでは技術者は不足というふうに理解いたしております。

高見澤委員 さらに、これからの証人あるいは委員会を進めていく中で確認をしておきたいわけでございますけれども、矢澤証人、田中証人におかれましては、そういった入札業務等に携わってきたわけでありますけれども、業者選定を行われる場合、やはりそのときに持ち合わせている経営審査事項の書類がまず選定の基準になるかと思うのですが、その辺のところはどうお考えでしょうか。これは矢澤証人お願いします。

矢澤証人 経営審査というのは、経営状況ですか。通常の建設工事等ではそこまでやられているのですが、当時まだ県内企業、この14年12月のときに初めてそんなような議論になってきたものですから、当時の業者数の中で検討する中では、経営事項まで検討されていたのかどうかちょっと、技術者数等については検討されていたので、経営事項まで認識されたかどうかはわかりません。

高見澤委員 そうすると、当時の業者選定をしたり、あるいは入札公告をなされて、そのスケジュールに基づいて作業が行われているわけでありますけれども。そうすると今、経営審査の書類で確認をするではなくて、ではどの辺で確認をされて業者選定をされるわけでしょうか、矢澤証人。

矢澤証人 この当時、選定委員会でやられていて、どちらかという流域は県外業者単独とか、また県外と県内のJVとかそういう関係でしたので、指名競争入札でしたので、そういう条件を、技術者数、それから経験等を主体に審査されておりました。

高見澤委員 そうすると、入札公告の中に書かれております配置技術者等の資格だとか、そういったものが書かれているわけですね。そうすると、そこに書かれている技術者等の名前、これはどういうところでその企業に実際に入社されているのかという確認をされるのでしょうか、矢澤証人。

矢澤証人 今の質問の時点は14年当時なのですか、それとも15年から16年にかけて行われていたものかどうか、私がいた14年は15年の契約なので、それはもう先ほど来の話で随意契約に行ってしまうておりますもので、そういう具体的な審査、技術者数等は指名競争入札でも、それから有資格者・技術者数等は条件にされたと思いますが、公募になって16年、17年の入札にかかることについては、その当時タッチしていなかったものですからお答えできかねます。

高見澤委員 田中証人も同じでしょうか。

田中(利)証人 公社の選定になりますので、公社の方に申請をいたしまして、その中の書類に技術者何人というのは出てきております。それによりましてやっていると思います。

高見澤委員 わかりました。それは公社の方にお尋ねすることにいたします。もう1点でございますけれども、14年2月5日、公社の笠原専務と知事後援会幹部との打ち合わせ会議が行われたと。その辺につきましては、先ほどお答えがありましたけれども、下水道課はそこに同席をしていなかったということでありましたが。その後、報告はあったのでしょうか。公社の方から知事後援会幹部との接触をした、会議をしたあとの報告はあったのでしょうか。これは田中証人。

田中(利)証人 報告はあったと思います。

高見澤委員 それは具体的な文書として上がってきているのでしょうか、メモでしょうか、口頭でしょうか、御記憶があればお願いをしたいと思います。

田中（利）証人 今時点で口頭だったと思いますが。

高見澤委員 記憶をたどっていただいて、もしお許しがあればどのような内容であったのか、お答えいただければと思いますが。正確さが若干、ちょっと古いものですから欠けるかと思いますが、よろしくお願ひします、田中証人。

田中（利）証人 知事後援会幹部からいろいろ要望があつて、公社と話をし、下水道課としては対応したわけですが。やはり会つて話をしたいという、確か流れがあつたかと思ひます。それで公社の方で会つて、お話をしたということだと思ひます。

高見澤委員 それでは、知事後援会幹部の今までの行動がいろいろあつたわけでありまふけれども、それらによつて下水道事業に、あるいは下水道課、下水道公社、あるいは県外業者、県内業者等々いろいろ含めまして、最も影響があつたと思はれる部署、部分、どのような部分だつたか、その辺のところをもし、感じて結構ですがおわかりになられれば、矢澤証人から田中証人、早川証人、お三方にお答をいただきたいと思ひます。

矢澤証人 影響と言ひますと、12月25日以来のことでは、私とすれば無理難題な指示で苦労しただけで成果が上がらなかつたと思ひますが。その後、15年度の契約等をお聞きする中で、知事後援会幹部の関係する法人においては、千曲の下流と上流の下請に入つたということは、それなりの影響と言ひますが、働き掛けた効果があつたのではないかと考えられます。

田中（利）証人 知事後援会幹部が、私は先ほど知事のプレーンとして働かれたという理解をしたと。そういったことでこの一連の流れが生じてきております。それで、その性急というか、非常に忙しい対処を求められましたが、下水道課は一生懸命やつたのですがなかなかできなかつた。ただそうはいつても、若干少しずつ知事後援会幹部なりの方向は出てきたのが一番の成果ではないかと思つております。

早川証人 短い期間でしたので成果のほどはよくわかりませんが、一連の流れの中で一番御苦労なつた、つまり矢面に立つた下水道公社が一番御苦労なつたというふうには感じます。

石坂委員 3人の証人の皆様、長時間、本当に御苦労様です。今ずっと一連のお尋ねがありましたので、私なりに整理した上で若干お尋ねしたいと思います。今もお伺ひしてありまして、やはり下水道の管理運営業務の委託に当たり、できる限り、そうはいつても議会もお願ひしましたように地元の業者を参入できるような形に改善をしていくということや、それから競争性が確保できるような、いわゆる談合ができないようなそういう制度に改善できればよいということでは、大方が一致できるところでして、3人の証人の皆様もそういう点で御

努力をされてきたというふうには思います。

しかしながら、先ほども何人かの委員が触れられましたけど、平成14年12月25日に出された「下水道公社改革の方向」というこの中身が、流れとしてはそういう方向を目指してはいるのだけれども、部分的に、項目的にも無理なものがあったり、それから非常に期限も、1月末に言われて次年度の入札に間に合わせるようにというようかなり性急と言いますか、無理なものであったために、今もちょっとお話がありましたけど、特に下水道公社などが御苦労もされ混乱もしたというふうに、私は受けとめました。

そういう一連の流れの中で、この平成14年12月25日付の「下水道公社改革の方向」という、この出された方向の中で、逆にでは角度を変えまして、どこが具体的に改革ということにはちょっとそぐわない問題な点なのかと、無理な点なのかというのを私なりに見ますと、一つは、下水道公社から県の職員を大量に引き上げまして、そこから浮いた経費を市町村の経費削減、委託を受ける経費の削減に回したらどうかということが、先ほどからお話があります、現実には育成しなければならない地元の業者や技術者の育成がまだ不十分な状態の中で、それをまずやらなければならないにもかかわらず、そこができていないのに、職員を早急に引き上げて経費を浮かして、それで市町村の負担を減らすということが、実際の管理運営業務の委託にとってよいことであるのかどうかというのは、この時点で言えば違うのではないかなというようなこと。それからさっき、出された平成14年12月25日というこの期日と次年度との関係で無理があるということ。

それから、広域であった方が、先ほどの証言によりますとコスト削減につながるということで、むしろ県は下水道公社を窓口にしてそれを推進してきた立場であるのに、そのコスト削減からは逆に逆行するような、それからなおかつ市町村の主体的な選択肢によるべきものである広域の管理運営業務について、そこまでの具体的な指示を県が押しつけることはできないということに無理があったのではないかなというような点が、大きな問題点としては無理な部分として、現実に合っていないという意味ですけどあるのではないかなと。大きく2つあるように、この14年12月25日付の改革の方向の文書の具体的な中身については、私なりに思うわけですけど。

先ほどからの証人の証言の中で、大きな方向としては大事な方向だけれども、やはりこの14年12月25日付で出された方向の中に、実情に合わない無理な点が非常にあったという証言があったと私は受けとめたんですけど。私が今、大きく2つ指摘をさせていただきましたけれども、そういうことでよいのか、もっと大きな問題があるのか、その辺につきまして、当時の状況に即してお答えいただければと思います。矢澤証人と田中証人をお願いいたします。矢澤証人 人員の削減についてなんですが、やはり14年度末に10人、これは比較的最初の年

はあれですが、その後、20人、20人という削減していくことはなかなか、公社へ職員を派遣して、県の職員の業務というのは、大部分が流域下水道の維持管理、機械、電気、化学等の技術屋でございます。それと市町村の管渠の建設工事にかかわる土木の技術者と、それらがいるわけですが。管渠の建設工事、だんだん整備されて予算が少なくなってくる、これは少なくしていくのもこれは可能ですが。

それから流域下水道については、性能発注という言葉も出てきているのですが、業者が責任を持って、業者のノウハウで、なるべく公社等からあまり細かい仕様についてのことを監督しないでいような入札制度になってくれば、人数も削減できるものですから、そういう点から見て、人数を削減したから、県からの派遣を削減したから市町村の公共下水道の技術支援の料金を下げられるかというのはちょっと、どちらかという流域下水道の維持管理費の部分の費用は、派遣、担当している者を少なくすれば下がっていくのですが、市町村までその効果というのはなかなか出るものではないと思っています。しかしながら、15年度から10%下げろという指示がございまして、たまたま人件費等が下がってきていたものですから、1割、15年度に下げました。そういう点で公社の派遣についての問題点、委員さんのおっしゃる1点目はそうだと思います。

それから広域維持管理、やはり分割してやるということはコスト削減にはならないという点でも、私もこれは問題だと思っておりました。やっぱり下水道管理者である市町村が一番排出基準に見合い、なおかつ施設が延命できるようなしっかりした維持管理をしていただけるかどうかという面から考えて、市町村も心配されている、我々も心配、分割についてはしていたのですが、技術力のないところへ委託するということで市町村も大分心配したものですから、私もこの、大きくはこの2点が、12月25日の改革の方向の中にはあるというふうに認識しております。

田中(利)証人 今、矢澤さんからお話があったとおり2点ですね。ただ1点、同じでございますが、割合ですが、県の維持管理は流域なのです。それから市町村は別の予算でございます。それは違うというのが1点で、同じことで申しわけございません。あと広域のコストは御指摘のとおりで、市町村主体というのは崩せないということでございます。

石坂委員 確認できたわけですけど、職員の削減、引き上げをしても、それで自動的に市町村に対する負担が減らせるというような短絡的なものではないという点で、やはり大きな方向としては賛同できるとしても、具体的な中身がやはり無理がある部分があるという、私の受けとめについて、それでほぼよいという証言をいただいたと思いますので、ありがとうございました。

それで、そのコスト削減のことについて、私も具体的な現場のこととか、専門家ではもち

ろんないことも含めわかりませんのでお伺いするわけですが。先ほど、午前中、毛利委員が平成11年当時の信濃毎日新聞の、これ百条委員会でもいただいた記録の中に入っているのですけど。2月9日付信濃毎日新聞で、県下水道公社の技術援助について、市町村側の評価が分かれているという報道ですが。この報道の中で、評価が分かれているということは、評価する市町村もあれば、そうでない市町村もあると。その評価しない市町村側の言い分としまして、委託料が年100万円を超えるこの金額というのが、もっと削減できるのではないかと。むしろその下水道公社を通すよりも業者の方が詳しいのではないかと。つまりもう少し負担を減らせるのではないかとという意味で、先ほど、午前中、矢澤証人が御証言いただきました下水道公社の存在意義、役割については、私は矢澤証人の証言をお聞きしまして、それはそれで理解したところですけど。しかし一方で平成11年当時、市町村側から逆のこういう御指摘、意見もあったという点で、今前段お伺いしました職員を減らし引き上げれば、それが自動的に市町村の負担を減らす、値下げができるということではないということとは別に、この委託料の負担を減らせるはずではないかと言っておられる市町村側の言い分と、広域でやっているからこそコスト削減できるのだということとを、どのように考えていけばいいかということが、わからないのです。

一般的には、今もちょうど問題になっています橋梁談合などで、分割発注すれば何億もコストがふえるということは、素人でありますけど私も報道を通じて理解もするところで、そういう意味ではずっと今それぞれ証人が御証言いただいておりますように、やはり機械的な分割発注で、地元業者がたくさん参入できるじゃないかと言ってみても、やはり実際には業者の技術力や、それから育成が不十分な状況の中では、コスト削減よりはやはりコスト高になるだろうなということは理解できますが。この新聞記事で報道されているような市町村のそういう御意見、御指摘と、そのことをどう理解したらよいでしょうか。直接携わっておられた担当として矢澤証人と田中証人にお伺いできればと思います。

矢澤証人 市町村の評価でございますが、公社を委託せずにそれぞれの市町村で維持管理の施工監理、仕様書で指定したような維持管理等を確認しながらということになると、それなりに市町村でも人材をそこへ張りつけていかなければならないので、公社が市町村の技術支援をやりますと、中核となっている標準法の処理場についても1人がそこにかかりきりではなくてほかの小さい処理場も合わせて見ているような状況ですし、片や公社を頼まずにやっている長野市、松本市とか上田市等、結構な人を配置してやっているわけですけども。そういう点からいけば、そういう自前で、市町村の職員を張りつけてやることに比べれば大分コストは安くなっているのですが。それがやはり市町村の見方として、再委託ということでやっているものですから、民間の業者がほとんどやっているじゃないかと。先ほど、月に2、

3回の巡回と言われておりますが、その巡回だけではなくて、修繕等についても、こういうものについては修繕をやったらいいですよとか、水質が悪くなったときのトラブルについてのいろいろ指導だとか、そういう技術的なことも結構支援してやっておりますから。ただ、再委託に出すから高いのではないかという認識を持たれているのかもしれませんが。

私、この4月から下水道公社へ行きまして、市町村の公共下水道の関係で受託しているやつらの料金表の見直しを、特命事項でやるようにということで今その作業をやっているのですが。公共下水道と市町村の関係ですが、公社は維持管理のプロパーの化学の関係の専門職、電気の関係も1人いたり、土木もいるのですが。そういう中で維持管理、年間の経費、決算してみますと若干赤字が続いているような状況でございます。さらに新たなそういう処理場を受託していければそういう中で改善はできるかもしれませんが、今、見直しの中で、理事長からも何とか安くできないかというようなことで検討もされているのですが、決算状況を見ると赤字になっているような状況でございます。

それから分割の関係ですが、やはり広域維持管理で安くなるのは、そういういくつかの処理場をやることによって、諸経費のスケールメリットで安くなってくる部分というのは、同じ業者がやって巡回して、小さい処理場は巡回でやったり、また水質試験もまとめてそこで水質の管理をすれば経費が安くなるということで効果があるわけです。

あと技術力についてですが、先ほどの新聞は平成11年ですか、公社が発足して10年くらいになって、ある程度だんだん、公社は若い人を採用してやってきているわけで、そういう中で最初のうちはやはりそういう面で、これ指導したのは県から派遣している流域下水道をやっている職員が面倒を見ながら育成してきたのですけれども。最初のうちはやはりそういう技術力で問題もあったかもしれませんが。その後だんだん技術力をつけてきておりまして、多くの市町村からは評価されているのではないかと考えております。

田中(利)証人 11年2月の新聞ですが、情報としては承知してございます。公社とも話をしている中で、公社も非常に重要な問題だととられておりました。先ほど申したことと同じようなあれですが、下水道の維持管理は資格者がいるということで、資格者と技術者が、電気、機械とか、土木とか、そういったものでやはり一つのところに、単独でやるよりは安くなっていくのではないかというのが1点でございます。

それから技術力アップの問題は、今言いましたように、認識としてとらえまして、研修等できるだけやりやっていると。それからもう一つ、料金の見直しもできる範囲でやっていくというような努力をしております。そういった中で、こういったものにはこたえる努力はしてきたということで、私も若干参加し、聞いております。

石坂委員 今、特に矢澤証人の証言で、約10年間の下水道公社の頑張りの中で、いろいろ新

しい状況が開けてきたと。あんまり短絡的にコストをどっちがどうかと比べるものではないのだということがよくわかりましたので、ありがとうございました。

それで、私、先ほど早川証人の証言で大変重大だと思いましたが、この委員会も知事の元後援会幹部の働き掛けの件について、今、皆様の証言をお聞きしているわけですが、この、今、私もいくつか触れさせていただきました平成14年12月25日付の「下水道公社改革の方向」のこの文書が、具体的には知事の方針ということで、当時下水道課の皆様や下水道公社にも示されてはいるんですけど、先ほど早川証人の証言では、事実上は、これは元後援会幹部が書いたのではないかと、そういうお話が下水道課の職員の中ではされていたと。これ実際の受けとめがどうであったかというお話だけで結構なんですけど、そういうことで確認させていただいていいでしょうか。これは矢澤証人に代表してお願いします。

矢澤証人 この内容につきましては、私は4月に行って12月、これが初めてあれなんですけど、いろいろ前からのそういう状況等の中で知事後援会幹部が、知事さんがここまでいろいろ具体的なことを知られているということはないというふうに、具体的なことまでは思いました。そういう中で、はっきりしたのは2月14日ですか、そこではっきり知事から、知事後援会幹部と土木部長が会って方針を出せということで言われたものですから、そこではっきり、やはり知事後援会幹部の指示と言いますか、働き掛けで書かれていたのかということがそこではっきり確認したところでございます。

石坂委員 ではもう一度確認させていただきたいんですけど、先ほど矢澤証人がつくられたメモを私もいただきまして読ませていただきまして、何度かもう御証言いただいているんですけど、今、最後にお話があった知事からの指示で知事後援会幹部と今後相談して改革の方向について検討していくようにと言われたこともあり、それから今証言がありました、ここまで具体的なことをこの段階で知事がこのような文書を単独でつくるということはないのではないかと御判断もあり、いずれにしても当時、今後またいろいろな関係者の方に御証言いただいて私も判断はしていきたいと思いますが、平成14年当時、下水道課では矢澤証人以下職員の皆様はこの14年12月25日付の文書については、事実上知事後援会幹部の書いたものではないかという理解で受けとめていたということは確認させていただいていいでしょうか。すみません、よければよいと言うだけで結構ですけど。

矢澤証人 下水道課でも、これにかかわっていましたがこの3人と流域下水道の係長くらいで、担当までは具体的にこういう内容について承知まではしていなかったと思いますけれども、その4人くらいはそういう知事後援会幹部がある程度つくられたものだというふうには考えていたのではないかなと予測でございます。

石坂委員 いずれにしても大きな背景、流れとすれば、改革は必要であったと。技術者の育

成や技術支援もしながら地元業者も育て、近い将来には地元業者ができるだけ参入できるようなそういう制度に変えていくため努力していかなければならないという認識では、一致できていたのではないかなという中で、いろいろ問題もあったとお伺いしましたけど。

私たち、お願いしまして出していた記録の中に、ここ何年間かの、流域下水道の方ですけど、管理委託業務の入札状況につきまして一覧表でお出しをいただきました。この出していた一覧表を見ますと、平成12年からあるんですけど、12年、13年、14年、15年、16年で、落札率、落札額、それから落札業者、随意契約であったのか指名競争入札であったのかなどについて表にさせていただいてお出しいただいたんですけど。これを拝見しますと、16年、17年ぐらいは91%、92%とか、94%とかなっているんですけど、12年、13年、14年などは、99.何%とか、100%とか、そういう非常に高落札と言いますか、が多いんですけど。

これは先ほどずっとこの間の全国的な変化についても御証言いただきましたけど、ほとんどが大手、県外の、技術力の問題もあり、いったん指名で委託すると5年間は随意契約で、それが最近3年になってとこういう経過の中では、この長野県の12年からのこの変化の中での高落札率というのは、とりたてて異常や不思議なことではないのだろうか。今ずっと土木建設業の方の最低制限価格はぜひ保障してほしいとか、低入札はできるだけ防ぎたいとか、しかし談合はよくないし、予定価格に対して99%とか100%とかというのは一応あり得ないとか、委託業務とまた違うとは思いますが。そういう全体の状況の中では、このような高落札の現状というのはどのように認識したらよいのかということについて、お伺いをしたいと思います。矢澤証人をお願いいたします。

矢澤証人 この維持管理費の予定価格の算出ですが、これは積算基準というのが日本下水道協会で作られたものを全国的に使っていると思うんですけども。これは積算基準、民間であっても購入できるものですから、中で労務単価等も公表を既にされておりますから、そういう中で比較的積算はできやすいと思います。

そういう中で、随意契約、以前は5年に1度入札して4年間随意契約という中でやっていたのですが、随意契約になってくると予定価格で落ちないとまた再見積もりというような中でいくものですから、そういう競争性が働かないのでやっぱり落札率が高くなるのはそういう現象かなと。そこらをやはり3年に1度にしたんですが、それでもなかなか競争性という問題ではまだ問題があるかと。やはりこれから出てくる性能発注で、技術力等を審査しながらまた競争していくと。そういうことになればちょっとまた逆行して、技術力からいくとそういう県内業者で本当に県外業者と太刀打ちできるかどうかというまた問題も出てくるんですけど。どういう方法がいいのかちょっと私もまだ自信のある方法をちょっと言えない状況です。

石坂委員 この記録提出いただきました一覧表で具体的に言いますと、例えば平成14年に指名競争入札で諏訪湖流域下水道、指名競争入札をしているんですけど99.95%。今の証人のお話では、そうはいつでも特殊技術の世界かなというので、業者が限られていることも含め、ある程度の高落札というのはやむを得ないのかなというふうにはお聞きしたんですけども。でもこれは3社で指名競争入札99.95%、平成15年で随意契約なんですけど100%と。これをどう理解すればいいかということをお伺いしたいんですけども。これは別に随意契約だからいいのでしょうか。これ諏訪湖流域です。

矢澤証人 諏訪湖流域下水道は、県内のほかの3つの流域の処理場とはちょっと異なりまして、溶融結晶化炉というような汚泥を焼却したものを溶かして人工骨材と言いますか、そういう関係の溶融炉のプラントがありまして、これについてはなかなか維持管理の実績のある業者というのは少ないものですから、先ほど3社と言われましたがそういう、指名競争入札でもそういう限られた業者しか選定できないような状況で競争性も低くなっているんじゃないかと思います。100%についての部分ですが、その15年度の、どのような、業者の入札が一発で100%になっているのか、見積もりになってきてだんだん試算してきて100%で落ちたのか、ちょっとあれなんです。そういう中で、ある程度予定価格が100万円単位なり、そういう大台でなっていたりすると100%ということもあると思います。

石坂委員 ではまた私も研究をさせていただきたいとは思いますが。では最後に1点だけ、3人の証人の方に一言ずつで結構ですけどお伺いしたいと思います。いずれにしても最初にもお尋ねしましたように、全体の地元業者がなるべく参入できる競争性の高い改革の方向というのは、長野県が目指すべきであり、また皆様も御努力をしていただいたと思いますけれども。この14年12月25日に出された方向、その時期と、やっぱり無理のある中身でかなり皆さんが御苦労をされたという、当時はそういうことだったと思いますが。それから皆様は異動で違う部署のお仕事につかれ、今は直接このことには携わっておられないわけではありますが、長野県のその下水道管理運営業務の委託に当たり、その後さまざまな検討がされて、今日に至っていると思います。今またその改革の途上にあり、よい面、悪い面、あろうかと思いますが。大きな流れとして、先ほど平成11年2月のマスコミ報道のことも御紹介したんですけども、下水道の管理運営業務の委託に当たっての改革が、さまざまな試行錯誤を経ながら改革の方向に前進はしてきていると受けとめておられるかどうか、その辺について、お伺いしたいと思います。

矢澤証人 14年度はこの改革の方針がまとまらなかったために随意契約という形で、なおかつ県内業者を下請ということで、16年度については公募式という入札方法をとる中で、入札方法の改革をされて、それについては評価があるかと思います。しかしながら16年度は、県

内業者に限定して流域下水道を公募の条件としてしまったために4社になったわけです。そういう点でやはり、方法自体はいいのですが、競争性という面からやはりちょっとまずい点もあって、結局随意契約の方法をとられたわけなんです。それで17年度、一般競争入札という方法で、さらに見直し改革がされてきておるそういう状況を見ますと、それから、私、午前中も申し上げましたように、下請というのはあまり県内業者の技術力育成という面から好ましくないという点から、JV方式に切りかわったりというような中で、見直しされてきていることにつきましては、都度、評価をしているところでございます。

田中(利)証人 このころから性能発注ということで、総括的にやるという流れが出てきております。それでコスト縮減を達成するにはこれしかない。ただ、先ほど来申しております地元の育成とかという若干逆行はすると思っております。私も15年から離れましたのであまり現在は聞いていませんが、性能発注も試行に入っていると。そういうことで、流域でございますが、少しずつ成果は出てきているのではないかというふうに思っております。

早川証人 「下水道公社改革の方向」ということを出されまして、そしてその方向の中身が基本的には私はそういう方向で進むべきだというふうに感じておりました。しかしそこにはらんでいた問題は、先ほど委員が御指摘のとおりであります。それから過ぎること何年もたっておりますので、今、その下水道行政の担当をしておりませんので定かではございませんけれども、一県民として違う方向から見た場合には、長野県行政はそれなりきの進歩を遂げているんじゃないかというふうに思います。

小林委員長 尋問の途中でございますが、お諮りをいたします。審議の都合により、本日出頭を求めた証人、田中邦治さんの尋問は行わないこととしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議ありませんので、さよう決定をいたしました。

次に百条調査権に基づき付託事件の調査を行うための証人出頭要求について、ここでお諮りしておきたいと思っております。来る8月11日の午前10時に県下水道公社理事長田中邦治さん、元県下水道公社専務理事笠原武さんの2名を証人として、本委員会に出頭を求めたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。さよう決定をいたしました。

それでは引き続き尋問を再開いたします。

宮澤(宗)委員 矢澤さん、田中さん、早川さん、大変早朝からお疲れのところを御苦労様でございます。既にそれぞれの委員の皆さん方から質問が出ましたので、ほとんど私の聞く

ことはありませんが、田中証人にお伺いをさせていただきたいと思います。年度末でございますが、平成15年3月24日に入札が行われて、近藤眞さんから下水道課の当時の田中利喜夫さんのところに、その3月24日の入札経過書の提出を求められたことがございますか。

○田中(利)証人 すみません、ちょっと記憶してございませんが。

○宮澤(宗)委員 矢澤証人、田中証人、例えば入札経過書については、過去において政策秘書室等に求められたというようなことはあるわけでしょうか。

○矢澤証人 入札経過書、それぞれの処理場において、札を入れられた金額のわかるものですか。下水道課で下水道公社には求めていませんし、経営戦略局だか政策秘書室の方から求められたという記憶はないのですが。

○田中(利)証人 私は先ほどの日の限定はちょっとわかりませんが、出したかなというのはちょっとございません。求められて出したということですかね。

○早川証人 全く記憶にございません。

○宮澤(宗)委員 復命書の中には、早川課長補佐、矢澤課長の確認印を押したものがあったとこんなことでございますが、記憶にないということでございますので、またあとで調べさせていただきたいと思います。

それと、午前中からのいろいろのお答えの中、あるいは私どもの認識の中で、この平成15年2月19日、記録内訳で田中さんの方から出していただいております資料、知事の会見の抜粋を最後のページに出していただいております。この中では、地域経済の活性化と雇用の確保に寄与するために、維持管理業務は県内業者に優先と。このことは私どももこれからの方向としては認めていく、いいことではないかなということでございますけれども、同様にこの県内企業優先にシフトをさせるとともに、市町村の費用負担を軽減するように下水道課並びにこの下水道公社に指示をしたと、そういう経過を経て市町村からも大変意味があるということで賛同いただけるというように知事は認識していたと。そしてこの改革について、下水道公社から市町村に説明を申し上げる過程で大変厳しい意見等が出たというのは、今までの尋問の中のお答えでも出てまいりましたが。これは技術料というものを市町村から下水道公社に対してお支払いをしていただいているけれども、下水道公社はもちろん長野県の外郭団体であると。トラブルが発生した場合に最終責任を問われると、公社では管理責任は市町村にあると申し上げて、公社の責任については明言ができなかったとこういうことや、それから技術支援料の内訳というのが町村に対して示されていないので、この説明責任を果たしていなかった。このようなことが理由で、市町村から反発を買ったがごとのこの会見の内容なのですが。

午前中からお伺いをしている内容と随分私は食い違っていると感じていますというか、証

言内容と、この知事の記者会見の抜粋に乖離があるように感じておりますけれども、それぞれの証人の皆さん、この知事の会見内容についてどのようにお受けとめでしょうか。矢澤さん、田中さん、早川さんにお伺いしたいと思います。

○矢澤証人 午前中以来、この12月25日の改革について、私は直接、市町村の下水道課長を初め理事者の方にもお話してきたわけです。具体的に料金を下げるとか、そこまでの、入札制度を変えれば下がってくるというようなこともあるかもしれませんが、具体的にこういうふうにして料金を下げるためにという説明はしてございましたが、そういう点で、知事の考えていたことが、私どもに直接伝わっていなかったのかどうか、それはあれなんです。12月25日の文書だけでやってきたものですから、この「大変厳しい指弾を受けております」ということはそういうことなのですが、市町村にお願いしたこと自体とちょっと、知事が市町村のためにやっているというのとちょっと認識の点で、この指弾というのは違うのではないかと、当時私は感じておりました。

それから、技術支援料の内訳というものが町村に対して示しておりませんというか、この私、先ほど申しましたように、今やっている仕事がこの料金を見直すことをやっているのですが、料金表というのがございまして、処理方式で、標準活性汚泥法、OD、それからPODと大きくはこの3つに分かれて、なおかつ流入する水量によって料金を決めていくわけで、そういう料金表自体は、市町村にお話しこういう料金表があってということになっているのですが、具体的に積み上げてないものですから、それがわからないという点では、市町村からそういう意見があるということは承知しておりまして、今回の見直しの中では、そういう標準的な内訳書という、料金表の積算の根拠等も示す中で改善していかなければいけないかなと思っております。当時はそういう指摘はありました。

それと、公社の責任について明言できなかったということですが、「管理責任は市町村にあると申し上げまして、公社の責任については明言できなかった」という部分でございます。公社自体も保険をかけまして、いざというときにはある程度損害保険等で、責任等を市町村に丸々責任を持たせるということではなくて、公社自体にもそういう方法は、当時からやっていたのではなからうかと思えます。

そういう面で、この会見の内容自体については、ちょっとそのままなるほどというふうには思いませんで、逆に不信感というか、不満と言いますか、担当していた者としては感じておりました。

○田中(利)証人 経過については、きょういろいろ御質問いただいたとおりでございます。ただ、それはそれとして、今課長が言っているように不満ということでございますが、ここにあります公社の管理責任は、当時は、今はわかりませんが、市町村というのは、法的にそ

うなっておりますが、これは間違いではなかったのです、このころ。それから、またどんぶりというふうに言われますけれども、今言ったように内訳までお示しできなかったという、この2点はこのとおりでございます。そういうこと、私は間違いではないと思いましたが、その言い方は変えたけれども、こういうものかと思ったところでございます。

○早川証人 たまたまこの知事会見の抜粋を読ませていただきまして、私もテレビ放映で見た記憶がよみがえりました。このときに、「大変厳しい指弾を受けております」という、それでその指弾が、技術支援料云々ということに言及して、もちろんもう一つあるのですが、技術支援料何とかという話で、厳しい指弾を受けたわけではございません。技術支援料そのものにつきましては、値下げをと、いくらかでも市町村のためにということは、「下水道公社改革の方向」の中で出てきておりましたから、もちろん下水道課といたしましても、公社と一緒にあって技術支援料をいくらかでも安くする方法はないかなという検討を重ねたところございまして。この会見の中の指弾にその技術支援料云々ということは、筋が違ったのではないかと私は感じました。

○宮澤（宗）委員 いずれにしても、平成14年12月25日に知事から公社の改革と合わせて、維持管理業務の発注、県内業者にするようにという指示を受けて、一連の流れで大変、今までの広域でやってきた、公社を中心としたところの方向を、県内業者へ分割をして発注をしるというような方向に変わってきたということではありますが。

この下段の方の知事会見によりますと「公社の技術力への疑問というものも関係市町村から忌憚ない形でいただいております」というように会見をしておりますが。午前中からのお話ですと、この公社の技術力への疑問、むしろ公社の今までやっている技術力に対する期待と言いますか、指導と言いますか、そういうものが弱小の町村では大きく期待をされていたというように私は受けとめました。全くこれは逆と言いますか、相反したような指摘がされておりますが。この辺の指摘にあるような技術力への疑問というものが、関係する市町村からは出されていたのか、またそういうことはお聞きをしておりましたか、お三方にお伺いしたいと思います。

○矢澤証人 市町村へ説明している中で、一部管理の仕方等で問題をお聞きしたこともあったと思います。しかしながら、いろいろ修繕や維持管理の面で、公社の支援で助かったという話もございまして。いろいろ条件が重なって難しい面もある場合もあるかと思いますが。そこら、私も今、公社にいます中で、若いプロパーの職員に技術力をつけてもらうような指導というものを、私も7年間の経験を生かしながらやっていきたいと思いますが。至らない点は確かにあったことも事実だと思います。

○田中（利）証人 公社の技術力ですが、先ほど11年の新聞にもありましたように、やはりす

すべての町村が、とてもいいというわけではないと思っております。というのは、お金を、採択するということですね。そうすると、採択しないと間に入るお金はいらぬのではないかと。やっぱりコストとの問題がどうしても技術力に絡めてやってくると思います。そういった中で、従前からそういった技術力の問題もございしますが、そういったこともあるのではないかと考えておりました。

○早川証人 大変申しわけございません。短い期間でございまして、そこまでの苦情等につきましては、私の耳に入ってきていた記憶はございません。

○宮澤（宗）委員 今までの経過の中では、積極的に働き掛けをした知事後援会幹部が所属する法人は、千曲川の上下流とも下請に入ったというようなことで、働き掛けたメリット、成果があらわれてきたというとらえ方をさせていただいてもよろしいわけでしょうか。

○矢澤証人 結果的にそういうふうになっているものですから、そういう働き掛けた成果もあったと認識しております。

○宮澤（宗）委員 同じ質問ですが、田中証人、早川証人にもお願いをいたします。

○田中（利）証人 私は経過としてこうなったということで、働き掛けかどうかというのは疑問かなと思っております。

○早川証人 何とも憶測で言えませんのであれですけれども。先ほど来から申し上げていますが、「下水道公社改革の方向」そのものの原案が、知事後援会幹部の書いたものではないかという認識が、私どもにはありました。したがって、その思惑どおりに進んだとすれば、そのとおりだと思わざるを得ません。

○宮澤（宗）委員 12月25日のその指示の広域管理と流域下水道の発注について、15年度は随意契約ということになったわけですが。この経過の中で、先ほど大北地区、大町ですか、委託を断られたとこういうことではありますが。大町は今まで委託をしていた社に直接契約をされたとこういうことでしょうか。ということになれば、結果的には公社の仕事量が減って、公社としては影響があったというようにとらえられますけれども。これもお三方にお聞きをしたいと思います。

○矢澤証人 大町は、午前中以来言っていますように、純酸素法という特殊な技術で、公社としても大分手間のかかっていた処理場の一つでございます。そういう中で、大町市も経験のある県外の業者へ、下水道管理者としてお願いすべきではないかという判断の中で決断されたわけですが。そういう中で、私も当時と言いますか、その前に、犀川安曇野中信管理事務所の所長をやっております。当時大町市だけでしたが、その後、白馬村は自分のところでやっていたのですが。その後、松川村、小谷村等も供用開始という中で、広域的にやったらどうかということで、私、営業して、公社の方のお客さんとしてやってきた中で、14年度断

られたということで、非常に私とすれば当時努力したがむだになってしまって残念だなという思いでございます。

○田中（利）証人 大町につきましては結果としてはずれたということで理解しております。

○早川証人 私もはっきりその結果のことはよくわからないのですが、公社の方からはずれたということになれば、結果として公社としての損失があったということにはなると思います。ただ、その入札結果がどうであったかという比較をすれば、これはまた話は別かもしれません。

○宮澤（宗）委員 14年12月25日付のこの協議経過では、田中知事から「下水道公社改革の方向」について検討指示されたときに、この対応者が小市土木部長と牛越監理課長、公社の方は田中専務理事と小林理事、村田総務部長とこういうことになっておりますし、平成15年1月22日、「近藤メモ」については、監理課長と土木部長と協議後、修正を近藤主査と協議という中でも、これは早川補佐と田中さんがお出になっておりますが。この12月25日、1月22日とも、こういうところへは担当課である矢澤課長が呼ばれなかったというのは、何か特別な理由がおりなのか。土木部の会議というのは、関係をする課であっても、担当課長は入らないということなのか、この辺の状況がわかりましたら、参加されておりました田中証人と早川証人にちょっとお聞きをさせていただきたいと思っておりますし、また、矢澤証人にはその辺のところ、どんなとらえ方でよろしいのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○田中（利）証人 最初の文書につきましては部長と監理課長対応ですので、ルールから言って普通かなというふうに思います。ちょっと下水道関係ですので、課長は確かに入っていないということで認識しております。

それから、1月22日の近藤主査との協議でございますが、事務レベルで動いたから課長はちょっと、事務レベルで動いたと思っております、こちらの方は、

○早川証人 12月25日の話は、これは一般的には今委員お見込みのとおりでございます、担当課が入るのが通例だと思います。しかし、この25日、ちょっと課長の動向がわかりませんので何とも申し上げられませんが、そのときの私の記憶ですと、知事室にあまり人数を多くというような話が実は記憶にありました。したがって、ここで土木部長、監理課長、当時主管課の課長お二人でお入りになったということは、それはそんなに不自然な話ではないと思います。

それから、21日の話でございますが、これは事務レベルの話でございます、特に技術的な話でございます、私と田中さんが行きましたけれども、田中専門幹に主に事務方である、ほとんど政策秘書室の近藤さんの方が精通しておりませんので詳しい説明を申し上げたということであります。

○矢澤証人 12月25日に私が呼ばれなかったことについては、どういう理由なのか、ちょっと私も、どういう状況だったか推測というか、今思い出せない状況です。

21日の関係については、21日に、この知事からの改革の方向についての回答を知事のところへ渡されて、その内容について具体的なことを確認するために、田中専門幹と早川補佐のところで確認されたということで、会議というか、そういうあれではなかったものですから、私まで含めてやるということがなかったわけだと思います。

○小池委員 それでは、私の方からも何点かお聞きしたいと思います。きょう矢澤証人の方から御提出いただきました資料の、2月14日、小市土木部長から、知事後援会幹部に意見を聞くようにと知事から話があったとこういうことでございますが。このときに同席されていた方はどなただったでしょう、矢澤証人に伺いたいと思います。

○矢澤証人 このときは、2月14日、土木部長と知事後援会幹部が会われたものについては、下水道課ではいませんでしたし、政策秘書室の方で近藤さんが立ち会われたかどうか、そこも私ではわかりません。

○小池委員 矢澤証人が土木部長からそういう話を聞いたわけですね。そのときに同席されていた方はどなただったかということです。

○矢澤証人 土木部長、田中専務と小林理事が行ってきたあとの説明、多分これは土木部長室であったと思うのですが。私もその当時だれと一緒に立ち会ったか、メモにも書いていなかったものですから、はっきり申し上げることはできません。

○小池委員 そしてそのことを、課へ帰りまして、田中証人あるいは早川証人らとお話をされたということによろしいわけでしょうか。矢澤証人に伺います。

○矢澤証人 私一人だったのか、田中専門幹も一緒だったのか、それはわかりませんので。田中証人に確認していただければと。

○小池委員 それでは、田中証人、早川証人にも伺いたいと思います。

○田中(利)証人 私は、はっきりしなくて、ただ内容は、知事後援会幹部はいい人だというのは覚えておりますが、どこで聞いたかというのは、部長室ではなかったような、課長が帰ってきてからというような気はしておりますが。

○早川証人 私も本当に記憶が定かではございません。下水道課の課内で聞いたと思います。話の中身は、今の言ったとおりでございます。知事後援会幹部はよい人だというような話は、これは間違いございません。

○小池委員 土木部長は、その後の入札、平成16年度の入札の随意契約等の話まで、知事後援会幹部に相談をしていくわけでありますが。このときの知事の発言ですね、土木部長に知事後援会幹部に会って意見を聞きなさいと言われたということでございます。これにつきまし

て、先ほども質問等があったわけですが。これによって、きょうのお話から聞いてみますと、知事後援会幹部が長い時間をかけて、実は下水道課、県の方へいろいろ働き掛けをしてきたわけですが。時間をかけてやってきたわけですね。ところが、例えば13年度あたりも、田中証人が知事後援会幹部と会ったりもしているわけですが、なかなか具体的にはなっていない。そしてこの15年の具体的な行動になった14年12月25日の文書へとつながってきているわけですが。けれども。

それが、この2月14日におきまして、ここにも書いてありますように、知事後援会幹部が具体名で出てきたわけですが。時間からしますと、13年、14年、そして15年と非常に長い時間、知事後援会幹部がこうして県へ働き掛けてきたことかということで、きょうわかったわけですが。この、知事が土木部長を通して、知事後援会幹部に意見を聞いて進めなさいと言ったことにおきまして、知事後援会幹部の立場、位置づけが、皆さん方当時の下水道課にとりまして、どういった位置づけになったのかということをお聞きしたいと思います。

当然これ以降、土木部長も知事後援会幹部のところへ意見を伺うようになるわけですが、皆様方、担当の現場におられた矢澤さんあるいは田中さん方は、知事後援会幹部の位置づけをどのような位置づけがされたとその時点で感じられ、あとの県の下水道行政に反映をしていかなければいけないと感じられたのか、その点について伺いたいと思います。お三方に伺いたいと思います。

○矢澤証人 土木部長からお聞きしまして、やはり具体的に、入札改革自体はやっぱり必要だとは認識しているのですが、そういう中で、県内企業で働き掛けという点では、知事後援会幹部が具体的にやっていたということが、これを聞いてはっきり認識いたしました。

○田中(利)証人 知事が知事後援会幹部を相談者と言うのですか、ブレーンと言うのですか、そういった位置づけを明確にされたというふうに理解しております。

○早川証人 先ほど来申し上げておりますように、この14日に改革の方向というものの全容が、この人がというふうにわかった限りにおいて、特に私個人的には、知事後援会幹部そのものよりも、「下水道公社改革の方向」そのものを全うしていかないと認識しておりましたので、個人的な話云々までは特に頭を切り回すことはなかったと。

○小池委員 この知事の発言によりまして、知事後援会幹部の長野県政に及ぼす影響がはっきり位置づけられたと、こう私は考えるわけですが。ただいまの証人の御発言からも、はっきりと知事のブレーンであるということが認識されたという御発言があったわけですが。それによって、県職員であります皆さん方の判断、行政マンとしての判断にどのような影響があることになったのでしょうか。当然皆さん方の当時の組織から言いますと、

土木部長がおられましたし、それからその上には知事がおられるというようなことであったわけですが。知事にかわる、特に下水道行政におきましては、知事にかわる位置づけとして認識をされたのかどうか。知事後援会幹部の意見は知事の意見と受け取ると、そういうような判断のもとに、それ以降の県の行政に反映されたものかどうか、この点について伺いたいと思います。

○矢澤証人 これ以降、特段知事後援会幹部ということではなく、やはり12月25日に知事を通してこういう改革が必要だということと言われたものですから、そういう働き掛けはあったということは認識いたしましたけれども、知事後援会幹部自体の考えだけということではなくて、ある程度改革の必要性等も認識はしていましたので、一部先ほど来問題点、石坂委員から言われましたが、そういう問題点を含みながらも認識はございますが、特段この2月14日から認識を変えたというわけではございません。

○田中（利）証人 知事のお考えが知事後援会幹部によるものだという理解をしたというのですか、そういう感じはございました。

○早川証人 知事後援会幹部の声が知事の代弁をしているということであったにしても、知事からの命令だということにはわかりがございませんので、私はそれに従いました。

○小池委員 わかりました。いずれにいたしましても、この日から知事後援会幹部の位置づけが、県の職員でありました皆さん方に知事を通して位置づけられたということには間違いのないという認識でよろしいですか。

○矢澤証人 よろしいです。

○田中（利）証人 同じくよろしいと思います。

○早川証人 そのとおりだと思います。

○小林委員長 総括で宮澤副委員長。

○宮澤（敏）委員 私の立場からは、委員の皆さんの時間がなくて質問できなかったこと、そして私の方から総括を、短時間ではありますが、矢澤さん、田中さん、それから早川さん、長時間御苦労様です、もう少しでございますから、よろしく願い申し上げます。

まず、質問できない方からメモが届きましたので、これをまず尋問させていただきます。平成15年1月10日に下水道公社の文書、この記録の中にあるわけではありますが、下請条件について、それまで原則禁止ということになっておりましたが、15年度からは条件廃止と、つまりすなわちOKという形になっております。それで30%ということで具体的に15日の方の中には、その30%ということが明記されております。

このことについて、矢澤証人は、公社に具体的に指示をしたことがあるのか。またこの公社に指示するように、アドバイスをだれかから受けたことがあるかという内容のものでござ

います。矢澤証人お願いいたします。

○矢澤証人 部長からの指示、知事からの指示は部長を通しての指示、さらにはまた政策秘書室を通してのいろいろな指示につきましては、その都度下水道公社の皆さんに来てもらったり、またいろいろ一緒に同席してきておりますけれども、その内容については一体的にやってまいっております。

○宮澤（敏）委員 それでは、それともう一つこの30%という、これ具体的な数字が載っているということは、非常に稀有なケースだと思うわけですが、こういうような30%という具体的な数字というのは、どういう根拠でこの1月15日のところにお載せになったのか、どんなふうに矢澤証人はお考えですか。田中証人がおつくりになられたものところでございますね、平成15年1月15日のものでございます。

○矢澤証人 その14年当時、ほかの大規模なトンネル等の建設工事にもそういう下請の条件がつけられ出した時期で、それと同じような同等の数字になったのではなかろうかと、確信ではないのですが、そう思います。

○宮澤（敏）委員 もう1点来ております。この1月15日の内容で、「下水道公社改革の方向」について、土木部長と協議が行われましたと。そのときには、経常JVは認めるということになっておるわけですが、1月9日、その前の枠でございますが、協議ではJVを取りやめるということになっていたと思っております。これなぜJVを、1週間ほどで経常JVは認めるというふうになったのかという点でございます。矢澤証人お願いいたします。

○矢澤証人 12月25日の改革の方向の中で、JVはその形成過程が不透明だということをおっしゃっておりまして、公社で検討する中では、経常JVというのは、ある特定の仕事のJVではなくて経常的に続いているものですから、一つの法人と同様というような扱いで、経常JVについては、最初は12月25日を受けてJVは取りやめることになっていたと思うのですが、15日はやはり公社との中では、技術力を県内業者につけていくにはそういうJVも必要だろうという中で、特定ということ、全部をJV排除するのではなくて、経常JVだけは認めていくようになったのではなかろうかと思っております。

○宮澤（敏）委員 それでは、各委員から不足のところはこれで終わりましたので、私の方で最後に。下水道公社の改革、これは今現在この改革に基づいて改革が行われているということで、実効が上がっているということで、矢澤証人は今現在も公社にお勤めでございますが、判断されておいでになりますか。

○矢澤証人 この12月25日の方向の中で、人員の削減につきましても、15年4月に8人ということでこれはやり、その後も特に管渠の建設工事が少なくなってきたということで、土木の技術職員は1名を残して、技術課長1名を残して派遣はなくなっております。

こういう中で、やはり技術力と言いますか経験も必要でございます。その中で、県を退職した土木の技術者を再雇用と言いますか、そんなような対応もしながら人員の削減等もやってきておりますし、入札方法、私がいなかった時期を含めて、午前中も含めて説明しましたが、指名競争入札から公募式、公募式から一般競争入札ということで、改革の方は進んできております。

○宮澤（敏）委員 それで、この改革は今、道半ばということですが、方向はその方向になっていると。そういう中で、公社の経営は非常に厳しいとこういうようなお話も先ほど来ございました。そういう中で、この改革が進んでいって、将来この求めている方向の方に行きついたとすると、知事後援会幹部という知事後援会の幹部の会社にはメリットがあるというふうにお考えですか、矢澤証人。

○矢澤証人 14年当時、ILOの関係でしたか、維持管理の国際規格等の承認ということで、フランス等から下水道を初め上水道も含めてそういう国際規格をつくって、外国の企業の参入をしていくべきだという動きも出てきております。さらにはまた性能発注ということで、業者の技術力、ノウハウを活用した発注方法等も、来年度から流域下水道についても試行するような、性能発注については検討しているところでございます。

それとあわせて、下水道公社の、外郭団体の見直しの中で県の関与をなくしていくということの中で、それとあわせて、流域下水道については、公社で再委託をするのではなくて、みずから県が発注をするようにというような外郭団体の見直しの意見もございます。先ほど来の流れの中で進んでいったとき、県が発注する場合は、国際入札の対象にもなるという動きもございます。そういうふうに行ってしまった場合に、県内企業が受注できるかどうかという心配もしております。今後、そういうふうを外郭団体見直しの方向で行っているのかどうか自体も、県初め公社がどういう方法で行くべきか、課題としてあります。いろいろと県だけではなくて、国内国外を含めたそういう動きがある点で、私も心配しているところでございます。

○宮澤（敏）委員 最後ですが、今、私がお聞きしましたのは、今の世界的な状況の流れ、これについて矢澤証人が非常にいろいろな面で心配されているというお話はよくわかりました。しかし、一方で長野県は、特に要するに県内という形で、私は県内の地元の業者、そこで働いている人たちが生活していくのは、これ大事なことだと思っておりますが。

今回一連の動きの中で、特に知事後援会幹部がこのような働き掛け、そしてまたこの方向で行ったときに、やっぱり方向として、当時メリットがあるというふうな、当時課長さんをされていたときには、そんなふうな思っておられたかどうか、そこだけちょっと確認をさせて、今の下水道公社の立場ということで、私の聞き方がまずかったのかもしれませんので。

そのところで、当時どういうふう思ったかということを含めて、そのことだけお伺いをさせていただいて、私の総括を終わらせていただきたいと思います。

○矢澤証人 当時は、この見直しの中で、業者と随意契約という方針だったのですが。下請の条件が付きまして、私、出たあと実績、千曲の上下流へ下請に入ったということで、先ほど来メリットがあったと証言していますのでそういうことです。

○小林委員長 以上で、矢澤久男証人、田中利喜夫証人及び早川守証人に対する尋問は、終了をいたしました。証人におかれましては、長時間まことにありがとうございました。お疲れだったと思いますが、本当にありがとうございました。どうぞ御退席ください。御苦労様でした。

[各証人退席]

本日出頭を求めた証人に対する尋問は終了いたしました。次回委員会は8月11日午前10時から証人尋問を行います。この際、何か御発言ございますか。

(「なし」という声あり)

御発言がありませんので、以上をもちまして、きょうの委員会を閉会いたします。御苦労様でした。

閉会時刻 午後5時46分